

平成30年第2回（3月）吉川市議会定例会

議 案 書

吉 川 市

No.	議案番号	件名	頁
1	第1号議案	吉川市営駐車場条例を廃止する条例	1
2	第2号議案	吉川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	2
3	第3号議案	吉川市介護福祉総合条例の一部を改正する条例	6
4	第4号議案	吉川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例	12
5	第5号議案	吉川市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	27
6	第6号議案	吉川市ひとり親等家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	29
7	第7号議案	吉川市国民健康保険税条例及び吉川市国民健康保険条例の一部を改正する条例	32
8	第8号議案	吉川市都市公園条例等の一部を改正する条例	42
9	第9号議案	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	48
10	第10号議案	吉川市部設置条例の一部を改正する条例	50
11	第11号議案	吉川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	53
12	第12号議案	吉川市における幸福実感向上を目指したまちづくりのための産業振興基本条例	108
13	第13号議案	市長及び副市長の給与等に関する条例及び吉川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	112
14	第14号議案	吉川市職員の給与に関する条例及び吉川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	114
15	第15号議案	工事請負契約の変更契約の締結について	128
16	第16号議案	埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約変更について	129
17	第17号議案	和解及び損害賠償の額を定めることについて	134
18	第18号議案	市道の路線認定及び廃止について	136
19	第19号議案	副市長の選任について	138

20	第 20 号議案	平成 2 9 年度吉川市一般会計補正予算（第 5 号）	—
21	第 21 号議案	平成 2 9 年度吉川市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	—
22	第 22 号議案	平成 2 9 年度吉川市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	—
23	第 23 号議案	平成 2 9 年度吉川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）	—
24	第 24 号議案	平成 2 9 年度吉川市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	—
25	第 25 号議案	平成 2 9 年度吉川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	—
26	第 26 号議案	平成 2 9 年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）	—
27	第 27 号議案	平成 2 9 年度吉川市水道事業会計補正予算（第 2 号）	—
28	第 28 号議案	平成 3 0 年度吉川市一般会計予算	—
29	第 29 号議案	平成 3 0 年度吉川市国民健康保険特別会計予算	—
30	第 30 号議案	平成 3 0 年度吉川市下水道事業特別会計予算	—
31	第 31 号議案	平成 3 0 年度吉川市農業集落排水事業特別会計予算	—
32	第 32 号議案	平成 3 0 年度吉川市介護保険特別会計予算	—
33	第 33 号議案	平成 3 0 年度吉川市後期高齢者医療特別会計予算	—
34	第 34 号議案	平成 3 0 年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計予算	—
35	第 35 号議案	平成 3 0 年度吉川市水道事業会計予算	—

第1号議案

吉川市営駐車場条例を廃止する条例

吉川市営駐車場条例（平成23年吉川市条例第23号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月23日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

越谷都市計画事業吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業が事業計画決定されたことに伴い、その事業区域内にある吉川美南駅東口暫定駐車場を廃止したいので、この案を提出するものである。

第2号議案

吉川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

吉川市後期高齢者医療に関する条例（平成19年吉川市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「削除条項等」という。）を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項 <u>（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（<u>法第55条第1項</u>に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) <u>法第55条第2項第1号</u>（<u>法第55条の</u></p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（<u>同項</u>に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を</p>

2 第 2 項において準用する場合を含む。)
の規定の適用を受ける被保険者であって、
継続して入院等をしている 2 以上の病院等
のうち最初の病院等に入院等をした際に
住所を有していた被保険者

(4) 法第 5 5 条第 2 項第 2 号 (法第 5 5 条の
2 第 2 項において準用する場合を含む。)
の規定の適用を受ける被保険者であって、
最後に行った法第 5 5 条第 2 項第 2 号に規
定する特定住所変更に係る同号に規定する
継続入院等の際市に住所を有していた被保
険者

(5) 法第 5 5 条の 2 第 1 項の規定の適用を受
ける被保険者であって、国民健康保険法
(昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号) 第 1 1 6 条
の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受
け、これらの規定により市に住所を有する
ものとみなされた国民健康保険の被保険者
であった被保険者

附 則

受ける被保険者であって、継続して入院等
をしている 2 以上の病院等のうち最初の病
院等に入院等をした際に住所を有してい
た被保険者

(4) 法第 5 5 条第 2 項第 2 号の規定の適用を
受ける被保険者であって、最後に行った同
号に規定する特定住所変更に係る同号に規
定する継続入院等の際市に住所を有してい
た被保険者

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から
施行する。

(平成 2 0 年度における被扶養者であった被
保険者に係る保険料の徴収の特例)

第 2 条 平成 2 0 年度における被扶養者であつ
た被保険者 (法第 9 9 条第 2 項に規定する被

<p><u>この条例は、平成20年4月1日から施行する。</u></p>	<p><u>扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 第1期 10月1日から同月31日まで</u></p> <p><u>(2) 第2期 11月1日から同月30日まで</u></p> <p><u>(3) 第3期 12月1日から同月31日まで</u></p> <p><u>(4) 第4期 1月1日から同月31日まで</u></p> <p><u>(5) 第5期 2月1日から同月末日まで</u></p> <p><u>2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における市長が別に定める時期とする」とする。</u></p>
--------------------------------------	---

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月23日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

平成30年4月1日から、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）が施行され、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条の2の規定が新設されることに伴い、後期高齢者医療制度加入時の住所地特例の取扱いを変更したいので、この案を提出するもので

ある。

第3号議案

吉川市介護福祉総合条例の一部を改正する条例

吉川市介護福祉総合条例（平成12年吉川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削り、同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(保険料率)	(保険料率)
<p>第13条 <u>平成30年度から平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>29,064円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>37,783円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>43,596円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>50,571円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>5</u></p>	<p>第13条 <u>平成27年度から平成29年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>25,547円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>36,901円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>42,579円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>49,391円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>5</u></p>

<p><u>8, 128円</u></p> <p>(6) <u>次のいずれかに該当する者 69, 753円</u></p> <p><u>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が1, 200, 000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(7) <u>次のいずれかに該当する者 72, 660円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が2, 000, 000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p>	<p><u>6, 772円</u></p> <p>(6) <u>令第39条第1項第6号に掲げる者 68, 126円</u></p> <p>(7) <u>令第39条第1項第7号に掲げる者 70, 965円</u></p>
--	---

<p><u>イ 要保護者であつて、その者が課される 保険料額についてこの号の区分による額 を適用されたならば保護を必要としない 状態となるもの（令第39条第1項第1 号イ（(1)に係る部分を除く。） 、次号 イ、第9号イ又は第10号イに該当する 者を除く。）</u></p> <p>(8) <u>次のいずれかに該当する者 87, 19 2円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が3,000,000円 未満である者であり、かつ、前各号のい ずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であつて、その者が課される 保険料額についてこの号の区分による額 を適用されたならば保護を必要としない 状態となるもの（令第39条第1項第1 号イ（(1)に係る部分を除く。） 、次号イ 又は第10号イに該当する者を除く。）</u></p>	<p>(8) <u>令第39条第1項第8号に掲げる者 8 5, 158円</u></p>
<p>(9) <u>次のいずれかに該当する者 98, 81 7円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が4,000,000円 未満である者であり、かつ、前各号のい ずれにも該当しないもの</u></p>	<p>(9) <u>令第39条第1項第9号に掲げる者のう ち、次のいずれかに該当する者 96, 5 12円</u></p> <p><u>ア 前年中の公的年金等の収入金額（所得 税法（昭和40年法律第33号）第35 条第2項第1号に規定する公的年金等の 収入金額をいう。）及び同年の合計所得 金額（地方税法（昭和25年法律第22 6号）第292条第1項第13号に規定 する合計所得金額をいい、その額が零を 下回る場合には、零とする。）の合計額 が4,000,000円以下である者</u></p>

<p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は<u>次号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(10) <u>次のいずれかに該当する者 104,630円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が5,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u></p> <p>(11) <u>前各号のいずれにも該当しない者 10,443円</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,157円とする。</u></p>	<p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は<u>同項第9号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(10) <u>令第39条第1項第9号に掲げる者のうち、前号に該当しない者 102,189円</u></p> <p>(11) <u>令第39条第1項第10号に掲げる者 107,866円</u></p> <p>2 <u>次の各号に掲げる規定中の市町村が定める額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>令第39条第1項第6号イ 1,200,000円</u></p> <p>(2) <u>令第39条第1項第7号イ 1,900,000円</u></p> <p>(3) <u>令第39条第1項第8号イ 2,900,000円</u></p>
---	--

<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(福祉施策の負担金に関する経過措置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 市長は、介護保険法第18条第1号の介護給付に係る居宅サービス、<u>地域密着型サービス若しくは施設サービス</u>を利用する要介護者（この条例施行の際、現に特別養護老人ホームへの入所を利用している者を除く。以下この項において同じ。）<u>、同条第2号の予防給付に係る居宅サービス、<u>地域密着型サービス若しくは同法第115条の45第1項第1号の第1号事業のうち同法第115条の45の3の指定事業者により提供されるサービス</u></u>（以下この項において「指定サービス」という。）<u>を利用する要支援者、同法第18条第3号の市町村特別給付に係るサービス</u>を利用する要介護者又は指定サービスを利用する介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に定める第1号被保険者で、介護保険法施行令第39条第1項第1号に掲げる者に該当するものに対し当分の間、規則で定めるところにより当該居宅サービス、<u>地域密着型サービス、施設サービス又は指定サービス</u>に係る負担金を補助するものとする。</p> <p>3 略</p>	<p style="text-align: center;">0, 000円</p> <p style="text-align: center;">(4) 令第39条第1項第9号イ 5, 000, 000円</p> <p style="text-align: center;">0, 000円</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(福祉施策の負担金に関する経過措置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 市長は、介護保険法第18条第1号の介護給付に係る居宅サービス、<u>地域密着型サービス若しくは施設サービス</u>を利用する要介護者（この条例施行の際、現に特別養護老人ホームへの入所を利用している者を除く。以下この項において同じ。）<u>、同条第2号の予防給付に係る居宅サービス若しくは<u>地域密着型サービス</u></u>を利用する要支援者、<u>同法第115条の45第1項第1号の第1号事業のうち同法第115条の45の3の指定事業者により提供されるサービス</u>（以下この項において「指定サービス」という。）<u>若しくは同法第18条第3号の市町村特別給付に係るサービス</u>を利用する要介護者又は指定サービスを利用する介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に定める第1号被保険者で、介護保険法施行令第39条第1項第1号に掲げる者に該当するものに対し当分の間、規則で定めるところにより当該居宅サービス、<u>地域密着型サービス、施設サービス又は指定サービス</u>に係る負担金を補助するものとする。</p> <p>3 略</p>
---	--

--	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の吉川市介護福祉総合条例（以下「改正後の条例」という。）
附則第4条第2項の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(介護保険料の適用区分)

- 3 改正後の条例第13条の規定は、平成30年度以後の年度分の介護保険料について適用し、平成29年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

平成30年2月23日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

第7期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料等の改正を行いたいので、この案を提出するものである。

第4号議案

吉川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 人員に関する基準（第4条・第5条）

第3章 運営に関する基準（第6条—第31条）

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）で使用する用語の例による。

（指定居宅介護支援事業者の指定及び基本方針）

第3条 法第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。

2 前項の法人は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（第8項において「暴力団」という。）であってはならない。

3 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

4 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及

び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

- 6 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（次項において「暴力団員」という。）又は吉川市暴力団排除活動推進条例（平成24年吉川市条例第19号）第3条第2項に規定する暴力団関係者（次項において「暴力団関係者」という。）と社会的に非難される関係を有してはならない。
- 8 指定居宅介護支援の事業の運営に当たっては、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者を使用し、又はこれらの者を運営に関与させてはならない。

第2章 人員に関する基準

（従業員の員数）

第4条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かななければならない。

- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。
（管理者）

第5条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かななければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。
- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第20条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族

の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であ

ると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっ

ては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第14条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させること。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身、家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならないこと。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならないこと。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供すること。

- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならないこと。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならないこと。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならないこと。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意

を得なければならないこと。

(11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならないこと。

(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めること。

(13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。

(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならないこと。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合

イ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用すること。

- (18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うこと。
- (19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うこと。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならないこと。
- (21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならないこと。
- (22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならないこと。
- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うこと。
- (24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならないこと。
- (25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載する

とともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならないこと。

(26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならないこと。

(27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならないこと。

(28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ること。

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならないこと。

(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならないこと。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第16条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費

が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第17条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市町村への通知）

第18条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

第19条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第20条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 前各号に掲げるもののほか運営に関する重要事項
(勤務体制の確保)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備、備品等)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第25条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第26条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第27条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第28条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 第15条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
 - (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ 第15条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第15条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第15条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第18条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第32条 第3条第3項から第8項まで、第2章及び第3章（第28条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第20条」とあるのは「第32条において準用する第20条」と、第12条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第15条第20号の規定は、平成30年10月1日から施行する。

(管理者に係る経過措置)

2 平成33年3月31日までの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第5条第1項に規定する管理者とすることができる。

平成30年2月23日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正により、平成30年4月1日から居宅介護支援事業の指定等の権限が市町村に移譲されるため、本市における居宅介護支援事業等における人員及び運営に関する基準を定めたいので、この案を提出するものである。

第5号議案

吉川市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

吉川市子ども医療費支給に関する条例（平成13年吉川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 市内に住所を有し、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である15歳に達する日以後の最初の3月31日に達するまでの者をいう。ただし、次のアからエまでに掲げる者を除く。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 吉川市ひとり親等家庭の医療費の支給に関する条例（平成4年吉川町条例第17号）第3条第1項の規定によりその者のひとり親等がひとり親等家庭の医療費の支給を受けている者</p> <p>(2) 受給資格者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護してい</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 市内に住所を有し、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である15歳に達する日以後の最初の3月31日に達するまでの者をいう。ただし、次のアからエまでに掲げる者を除く。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 吉川市ひとり親等家庭の医療費の支給に関する条例（平成4年吉川市条例第17号）第3条第1項の規定によりその者のひとり親等がひとり親等家庭の医療費の支給を受けている者</p> <p>(2) 受給資格者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護し、<u>か</u></p>

<p><u>るもの（以下この号において「保護者」という。）のうち主たる生計維持者である者をいう。ただし、子どもと生計を同じくする保護者が複数いる場合で、当該保護者同士が生計を同じくしていないときは、当該子どもと同居している保護者をいう。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 医療機関等 健康保険法第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局並びに同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第1項に規定する柔道整復師及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師をいう。</p> <p>(5)及び(6) 略</p>	<p><u>つ、子どもの主たる生計維持者である者をいう。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 医療機関等 健康保険法<u>（大正11年法律第70号）</u>第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局並びに同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第1項に規定する柔道整復師及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師をいう。</p> <p>(5)及び(6) 略</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年2月23日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

子ども医療費支給事業における受給資格者の定義において、保護者が同居していない場合の取扱いについて明確化する等、所要の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第6号議案

吉川市ひとり親等家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

吉川市ひとり親等家庭の医療費の支給に関する条例（平成4年吉川町条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「ひとり親等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 児童扶養手当法第4条第1項第1号イからホまでのいずれかに該当する児童を監護する母</p> <p>(2) 児童扶養手当法第4条第1項第2号イからホまでのいずれかに該当する児童（前号に掲げる者に監護され、又は次号に掲げる者に養育される児童を除く。）を監護し、かつ、当該児童と生計を同じくする父（当該児童の母が当該児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、当該母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）</p> <p>(3) 児童扶養手当法第4条第1項第3号の養育者（第1号に掲げる者に監護される児童の養育者を除く。）で児童福祉法（昭和2</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「ひとり親等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 児童扶養手当法第4条第1号イからホまでのいずれかに該当する児童を監護する母</p> <p>(2) 児童扶養手当法第4条第2号イからホまでのいずれかに該当する児童（第1号に掲げる者に監護され、又は第3号に掲げる者に養育される児童を除く。）を監護し、かつ、当該児童と生計を同じくする父（当該児童の母が当該児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、当該母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）</p> <p>(3) 児童扶養手当法第4条第3号の養育者（第1号に掲げる者に監護される児童の養育者を除く。）で児童福祉法（昭和22年</p>

<p>2年法律第164号) <u>第6条の3</u>第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法<u>第6条の4</u>に規定する里親以外のもの</p> <p>3～5 略</p> <p>(支給要件)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、ひとり親等家庭の医療費を支給しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 所得の額が、所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第33号に規定する<u>同一生計配偶者</u>、同項第34号に規定する扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が当該所得のあった年の12月31日において生計を維持したものの数に応じて規則で定める額以上である者</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>3及び4 略</p>	<p>法律第164号) <u>第6条の2</u>第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法<u>第6条の3</u>に規定する里親以外のもの</p> <p>3～5 略</p> <p>(支給要件)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、ひとり親等家庭の医療費を支給しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 所得の額が、所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第33号に規定する<u>控除対象配偶者</u>、同項第34号に規定する扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が当該所得のあった年の12月31日において生計を維持したものの数に応じて規則で定める額以上である者</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>3及び4 略</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年2月23日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

所得税法等の一部を改正する法律（平成29年法律第4号）が施行されたことに伴う用語の整理等、所要の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第7号議案

吉川市国民健康保険税条例及び吉川市国民健康保険条例の一部を改正する条例
(吉川市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 吉川市国民健康保険税条例(昭和30年吉川町条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線の引かれた号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(課税額) 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。	(課税額) 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、 <u>国民健康保険の被保険者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税</u>

<p>(1) <u>基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u></p>	<p><u>額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者である者につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</u></p>
--	---

<p>(2) <u>後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(3) <u>介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u></p>	
<p>2 <u>前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が510,000円を超える場合においては、基礎課税額は、510,000円とする。</u></p>	<p>2 <u>前項の基礎課税額は、国民健康保険の被保険者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が500,000円を超える場合においては、基礎課税額は、500,000円とする。</u></p>
<p>3 <u>第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が160,000</u></p>	<p>3 <u>第1項の後期高齢者支援金等課税額は、国民健康保険の被保険者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が13</u></p>

0円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、160,000円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が140,000円を超える場合においては、介護納付金課税額は、140,000円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.4を乗じて算定する。

2 略

0,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、130,000円とする。

4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が100,000円を超える場合においては、介護納付金課税額は、100,000円とする。

（基礎課税額に係る所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、国民健康保険の被保険者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者の賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第5条及び第7条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.4を乗じて算定する。

2 略

<p>(<u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u>)</p>	<p>(<u>基礎課税額に係る被保険者均等割額</u>)</p>
<p>第4条 略</p>	<p>第4条 略</p>
<p>(<u>国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額</u>)</p>	<p>(<u>後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額</u>)</p>
<p>第5条 第2条第3項の所得割額は、<u>賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.9</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第5条 第2条第3項の所得割額は、<u>国民健康保険の被保険者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者の基礎控除後の総所得金額等に100分の1.8</u>を乗じて算定する。</p>
<p>(<u>国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</u>)</p>	<p>(<u>後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額</u>)</p>
<p>第6条 略</p>	<p>第6条 略</p>
<p>(<u>介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額</u>)</p>	<p>(<u>介護納付金課税被保険者に係る所得割額</u>)</p>
<p>第7条 第2条第4項の所得割額は、<u>介護納付金課税被保険者の賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.6</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第7条 第2条第4項の所得割額は、<u>介護納付金課税被保険者である世帯主及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.5</u>を乗じて算定する。</p>
<p>(<u>介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額</u>)</p>	<p>(<u>介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額</u>)</p>
<p>第8条 略</p>	<p>第8条 略</p>
<p>(<u>納税義務の発生、消滅等に伴う賦課</u>)</p>	<p>(<u>納税義務の発生、消滅等に伴う賦課</u>)</p>
<p>第12条 略</p>	<p>第12条 略</p>

2 賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日（国民健康保険法第6条各号のいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日）の属する月の前月まで、月割をもって算定した第2条第1項の課税額を課する。

3～8 略

（国民健康保険税の減額）

第22条 市は、法第703条の5の規定により、次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の課税額を第2条第2項本文の基礎課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が510,000円を超える場合には、510,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が140,000円を超える場合には、140,000円）の合算額とする。

2 賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条各号のいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日）の属する月の前月まで、月割をもって算定した第2条第1項の課税額を課する。

3～8 略

（国民健康保険税の減額）

第22条 市は、法第703条の5の規定により、次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の課税額を第2条第2項本文の基礎課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が500,000円を超える場合には、500,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が130,000円を超える場合には、130,000円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が100,000円を超える場合には、100,000円）の合算額とする。

<p>(1)～(3) 略</p> <p>附 則</p> <p>(病床転換支援金等に係る国民健康保険税の経過措置)</p> <p>1 4 高齢者医療確保法附則第2条に規定する政令で定める日までの間、第2条第1項第1号中「及び」とあるのは「及び同法の規定による病床転換支援金等（<u>次号</u>において「病床転換支援金等」という。）並びに」と、<u>同項第2号</u>中「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>附 則</p> <p>(病床転換支援金等に係る国民健康保険税の経過措置)</p> <p>1 4 高齢者医療確保法附則第2条に規定する政令で定める日までの間、第2条第1項中「<u>(以下「後期高齢者支援金等」という。)</u>及び」とあるのは「<u>(以下「後期高齢者支援金等」という。)</u>及び同法の規定による病床転換支援金等（<u>以下この項</u>において「病床転換支援金等」という。）並びに」と、「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。</p>
---	--

(吉川市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 吉川市国民健康保険条例（昭和34年吉川町条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削り、同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「追加項号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 この市が行う国民健康保険の<u>事務</u> (第1条)</p> <p>第2章 <u>市町村の国民健康保険事業の運営に 関する協議会</u> (第2条・第3条)</p> <p>第3章～第8章 略</p> <p>附則</p> <p>第1章 この市が行う国民健康保険の<u>事 務</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この市が行う国民健康保険の<u>事務</u>につ いては、法令に定めがあるもののほか、この 条例の定めるところによる。</p> <p>第2章 <u>市町村の国民健康保険事業の運 営に関する協議会</u></p> <p>(設置等)</p> <p>第2条 <u>国民健康保険事業の運営に関する事項 を審議させるため、国民健康保険法(昭和3 3年法律第192号。以下「法」という。)</u> <u>第11条第2項に規定する市町村の国民健康 保険事業の運営に関する協議会として、吉川 市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」 という。)を置く。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 この市が行う国民健康保険(第1 条)</p> <p>第2章 <u>国民健康保険運営協議会</u>(第2条・ 第3条)</p> <p>第3章～第8章 略</p> <p>附則</p> <p>第1章 この市が行う国民健康保険</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この市が行う国民健康保険について は、法令に定めがあるもののほか、この条例 の定めるところによる。</p> <p>第2章 <u>国民健康保険運営協議会</u></p> <p>(国民健康保険運営協議会の委員の定数)</p> <p>第2条 <u>国民健康保険運営協議会(以下「協議 会」という。)の委員の定数は、次に定める ところによる。</u></p>

<p>2 <u>協議会の委員の定数は、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>被保険者を代表する委員 5人</u></p> <p>(2) <u>保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人</u></p> <p>(3) <u>公益を代表する委員 5人</u></p> <p>(一部負担金)</p> <p>第6条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>法第42条第1項第4号の規定が適用されるものである場合 10分の3</u></p>	<p>(1) <u>被保険者を代表する委員 5人</u></p> <p>(2) <u>保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人</u></p> <p>(3) <u>公益を代表する委員 5人</u></p> <p>(一部負担金)</p> <p>第6条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定が適用されるものである場合 10分の3</u></p>
--	--

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の吉川市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税に

については、なお従前の例による。

平成30年2月23日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う所要の改正を行うとともに、健全で安定的な財政運営を図るため、国民健康保険税の税率等の改定をしたいので、この案を提出するものである。

第8号議案

吉川市都市公園条例等の一部を改正する条例

(吉川市都市公園条例の一部改正)

第1条 吉川市都市公園条例（昭和63年吉川町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(都市公園施設の設置基準の特例)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 令第8条第1項の条例で定める割合は、1</u> <u>00分の50とする。</u></p>	<p>(都市公園施設の設置基準の特例)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p>
<p>(公園管理者の権限の代行)</p> <p>第29条 <u>法第5条の11</u>の規定により市長に代わってその権限を行う者は、前条第1項第4号の規定の適用については、市長とみなす。</p>	<p>(公園管理者の権限の代行)</p> <p>第29条 <u>法第5条の3</u>の規定により市長に代わってその権限を行う者は、前条第1項第4号の規定の適用については、市長とみなす。</p>

(吉川市まちづくり整備基準条例の一部改正)

第2条 吉川市まちづくり整備基準条例（平成18年吉川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が

存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 公共公益施設 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）第2条第3項に規定する交通安全施設等整備事業により設置される施設並びに道路構造令（昭和45年政令第320号）第31条の横断歩道橋等、<u>柵</u>、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で国土交通省令で定めるもの（以下「安全施設」という。）</p> <p>オ 略</p> <p>(7) 中高層建築物 次に掲げる地域又は区域の区分に応じ、それぞれに掲げる建築物（増築、改築又は移転の場合は、当該増築等に係る部分に限る。）をいう。</p> <p>ア 都市計画法第9条第1項に規定する第1種低層住居専用地域、<u>同条第2項</u>に規定する第2種低層住居専用地域<u>及び同条</u></p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 公共公益施設 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）第2条第3項に規定する交通安全施設等整備事業により設置される施設並びに道路構造令（昭和45年政令第320号）第31条の横断歩道橋等、<u>さく</u>、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で国土交通省令で定めるもの（以下「安全施設」という。）</p> <p>オ 略</p> <p>(7) 中高層建築物 次に掲げる地域又は区域の区分に応じ、それぞれに掲げる建築物（増築、改築又は移転の場合は、当該増築等に係る部分に限る。）をいう。</p> <p>ア 都市計画法第9条第1項に規定する第1種低層住居専用地域<u>及び同条第2項</u>に規定する第2種低層住居専用地域 <u>軒の</u></p>

<p>第8項に規定する田園住居地域 軒の高さが7メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物</p> <p>イ 都市計画法第9条第3項に規定する第1種中高層住居専用地域、同条第4項に規定する第2種中高層住居専用地域、同条第5項に規定する第1種住居地域、同条第6項に規定する第2種住居地域、同条第7項に規定する準住居地域、同条第9項に規定する近隣商業地域（建築基準法第52条に規定する容積率（以下「容積率」という。）が10分の20である区域に限る。）及び同条第11項に規定する準工業地域 高さが10メートルを超える建築物</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域（以下「都市計画区域」という。）のうち、ア、イ又はウに掲げる以外の区域（同法第9条第13項に規定する工業専用地域を除く。） 高さが15メートルを超える建築物又は階層が6以上の建築物。ただし、隣接するア、イ又はウに掲げる区域の建築基準法第56条の2に規定する水平面に、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に日影を生じさせる場合にあつては、高さが10メートルを超える建築物</p> <p>オ 都市計画法第9条第13項に規定する工業専用地域以外の区域 建築基準法施</p>	<p>高さが7メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物</p> <p>イ 都市計画法第9条第3項に規定する第1種中高層住居専用地域、同条第4項に規定する第2種中高層住居専用地域、同条第5項に規定する第1種住居地域、同条第6項に規定する第2種住居地域、同条第7項に規定する準住居地域、同条第8項に規定する近隣商業地域（建築基準法第52条に規定する容積率（以下「容積率」という。）が10分の20である区域に限る。）及び同条第10項に規定する準工業地域 高さが10メートルを超える建築物</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域（以下「都市計画区域」という。）のうち、ア、イ又はウに掲げる以外の区域（同法第9条第12項に規定する工業専用地域を除く。） 高さが15メートルを超える建築物又は階層が6以上の建築物。ただし、隣接するア、イ又はウに掲げる区域の建築基準法第56条の2に規定する水平面に、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に日影を生じさせる場合にあつては、高さが10メートルを超える建築物</p> <p>オ 都市計画法第9条第12項に規定する工業専用地域以外の区域 建築基準法施</p>
--	---

<p>行令（昭和25年政令第338号）第138条各項に規定する工作物で市長がその構造によって生ずる日照被害により周辺住民の生活に特に重大な影響があるものとして告示したもの</p> <p>(8)及び(9) 略</p> <p>(道路後退)</p> <p>第8条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める部分から建築物、工作物、樹木等を除去するよう努めるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 開発区域が都市計画法第9条第13項に規定する工業専用地域内（大字中井、大字小松川、<u>中野及び栄町</u>の区域内に限る。）の道路に接するとき 当該道路の境界線及び当該道路の中心線からの水平距離4メートルの線（当該道路がその中心線からの水平距離4メートル未満で川その他これらに類するものに沿う場合にあっては、当該市道の中心線から川その他これに類するものにかかる部分を除いて水平距離4メートルの線）に挟まれた部分</p> <p>2～7 略</p> <p>(汚水の排出)</p> <p>第16条 事業者は、下水道法第9条第1項前段の規定により公共下水道の供用開始が公示された区域又は吉川市農業集落排水処理施設</p>	<p>行令（昭和25年政令第338号）第138条各項に規定する工作物で市長がその構造によって生ずる日照被害により周辺住民の生活に特に重大な影響があるものとして告示したもの</p> <p>(8)及び(9) 略</p> <p>(道路後退)</p> <p>第8条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める部分から建築物、工作物、樹木等を除去するよう努めるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 開発区域が都市計画法第9条第12項に規定する工業専用地域内（大字中井、大字小松川<u>及び大字中野</u>の区域内に限る。）の道路に接するとき 当該道路の境界線及び当該道路の中心線からの水平距離4メートルの線（当該道路がその中心線からの水平距離4メートル未満で川その他これらに類するものに沿う場合にあっては、当該市道の中心線から川その他これに類するものにかかる部分を除いて水平距離4メートルの線）に挟まれた部分</p> <p>2～7 略</p> <p>(汚水の排出)</p> <p>第16条 事業者は、下水道法第9条第1項前段の規定により公共下水道の供用開始が公示された区域又は吉川市農業集落排水処理施設</p>
---	--

<p>条例第2条の規定により農業集落排水処理施設の供用の開始が告示された汚水を処理すべき区域以外の区域内において、下水道法第2条第1号又は吉川市農業集落排水処理施設条例第3条第1号に規定する汚水（以下「汚水」という。）を排出する建築物の建築をしようとするときは、汚水と雨水を分け、汚水を建築基準法施行令第32条第1項に規定する合併処理浄化槽で処理した後、再び雨水と升で合流させ、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域（以下「公共用水域」という。）に排出する措置を講じるものとする。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>条例第2条の規定により農業集落排水処理施設の供用の開始が告示された汚水を処理すべき区域以外の区域内において、下水道法第2条第1号又は吉川市農業集落排水処理施設条例第3条第1号に規定する汚水（以下「汚水」という。）を排出する建築物の建築をしようとするときは、汚水と雨水を分け、汚水を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項に規定する合併処理浄化槽で処理した後、再び雨水と升で合流させ、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域（以下「公共用水域」という。）に排出する措置を講じるものとする。</p> <p>2及び3 略</p>
--	--

（吉川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設等の設置に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 吉川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設等の設置に関する基準を定める条例（平成25年吉川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（<u>野外劇場及び野外音楽堂</u>）</p> <p>第7条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する<u>野外劇場</u></p>	<p>（<u>野外劇場及び野外音楽堂</u>）</p> <p>第7条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する<u>野外劇場</u></p>

<p>は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、<u>柵</u>、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、<u>さく</u>、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2及び3 略</p>
--	---

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月23日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）が施行されたことに伴い、引用する項が移動したこと等から、所要の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第9号議案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年吉川町条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の212.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の207.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月23日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

議会の議員の期末手当について、人事院勧告の趣旨を踏まえ改定したいので、この案を提出するものである。

第10号議案

吉川市部設置条例の一部を改正する条例

吉川市部設置条例（平成8年吉川市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動後号等」という。）が存在する場合には、当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には、当該移動号等を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には、当該移動後号等を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、次に掲げる部及び室（以下これらを「部」という。）を置く。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 産業振興部</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>2 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、次に掲げる部及び室（以下これらを「部」という。）を置く。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>2 略</p>
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条第1項の部の分掌事務は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 市民生活部</p> <p>ア～カ 略</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条第1項の部の分掌事務は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 市民生活部</p> <p>ア～カ 略</p> <p><u>キ 農業の振興に関すること。</u></p>

<p>(6) <u>産業振興部</u></p> <p>ア <u>農業の振興に関すること。</u></p> <p>イ <u>商業、工業及び観光に関すること。</u></p> <p>ウ <u>消費及び労政に関すること。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p>	<p><u>ク 商業、工業及び観光に関すること。</u></p> <p><u>ケ 消費及び労政に関すること。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(吉川市商工対策審議会条例の一部改正)

2 吉川市商工対策審議会条例（昭和57年吉川町条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>産業振興部</u>商工課において所掌する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>市民生活部</u>商工課において所掌する。</p>

(吉川市議会委員会条例の一部改正)

3 吉川市議会委員会条例（平成8年吉川町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)			(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)		
第2条 略			第2条 略		
2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次の表のとおりとする。			2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次の表のとおりとする。		
常任委員 会の名称	略	所管	常任委員 会の名称	略	所管
略			略		
建設生活 常任委員 会	略	市民生活部、 <u>産業振興</u> 部、都市整備部及び農業委 員会に関する事項	建設生活 常任委員 会	略	市民生活部、都市整備部 及び農業委員会に関する事 項

平成30年2月23日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

当市の産業振興を推進するための組織体制を整備したいので、この案を提出するものである。

第11号議案

吉川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(吉川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 吉川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年吉川市条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動項号」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目(以下「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動項号を当該移動後条項等とし、移動後条項等に対応する移動項号が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、項、号及び号の細目の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該課生後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第1章～第3章 略 第4章 地域密着型通所介護 第1節～第4節 略 <u>第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準(第78条の2・第78条の3)</u> 第6節 略	目次 第1章～第3章 略 第4章 地域密着型通所介護 第1節～第4節 略 第5節 略

<p>第5章～第10章 略</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項本文の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>2 略</p> <p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」という。）の職種は次に掲げるものとし、員数は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に</p>	<p>第5章～第10章 略</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」という。）の職種は次に掲げるものとし、員数は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 <u>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護</u></p>
--	--

<p>適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（平成24年厚生労働省告示第113号。以下「平成24年厚生労働省告示」という。）第1号に定める者（以下「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に<u>1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）</u>従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p>	<p><u>の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）</u> 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（平成24年厚生労働省告示第113号。以下「平成24年厚生労働省告示」という。）第1号に定める者（以下「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に<u>3年以上</u>従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p>
--	--

<p>3及び4 略</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p><u>(12) 介護医療院</u></p> <p>6 略</p> <p>7 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</p> <p>8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</p> <p>9～11 略</p> <p>12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を</p>	<p>3及び4 略</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、<u>午後6時から午前8時までの間</u>において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>6 略</p> <p>7 <u>午後6時から午前8時までの間は</u>、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</p> <p>8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、<u>午後6時から午前8時までの間は</u>、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</p> <p>9～11 略</p> <p>12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を</p>
--	--

併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第218条第14項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（勤務体制の確保等）

第32条 略

2 略

3 前項本文の規定にかかわらず、随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第218条第10項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（勤務体制の確保等）

第32条 略

2 略

3 前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間に行われる随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

4 略

(地域との連携等)

第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46条第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2及び3 略

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わな

4 略

(地域との連携等)

第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46条第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね3月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2及び3 略

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行うよう努めなければならない。

なければならない。

(訪問介護員等の員数)

第47条 略

2及び3 略

4 オペレーターは、看護師、介護福祉士等をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上) サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。

(準用)

第78条 略

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第78条の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス(以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基

(訪問介護員等の員数)

第47条 略

2及び3 略

4 オペレーターは、看護師、介護福祉士等をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、3年以上 サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。

(準用)

第78条 略

準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該

事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の

利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第78条の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第60条、第62条、第63条第4項及び第64条から第77条までの規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第70条に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第63条第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密

着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第67条第4号、第68条第5項及び第71条第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第77条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第6節 略

(この節の趣旨)

第79条 第1節から第5節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第89条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び

第5節 略

(この節の趣旨)

第79条 第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第89条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び

<p>機能訓練を行うものをいう。以下同じ。)の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>(利用定員)</p> <p>第83条 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を<u>18人</u>以下とする。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第85条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第92条に規定する<u>重要事項に関する規程</u>の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第90条第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第93条第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(準用)</p> <p>第96条 第10条から第13条まで、第16</p>	<p>機能訓練を行うものをいう。以下同じ。)の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>(利用定員)</p> <p>第83条 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を<u>9人</u>以下とする。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第85条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第92条に規定する<u>運営規程</u>の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第90条第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第93条第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(準用)</p> <p>第96条 第10条から第13条まで、第16</p>
---	--

条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第65条（第3項第2号を除く。）、第66条及び第71条から第76条までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営 規程」とあるのは「第92条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第71条第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第76条第4項中「第63条第4項」とあるのは「第84条第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第98条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下同じ。）に

条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第65条（第3項第2号を除く。）、第66条及び第71条から第76条までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第71条第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第76条第4項中「第63条第4項」とあるのは「第84条第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第98条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下同じ。）に併設されてい

併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)) の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。) の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業員の職種は次に掲げるとおりとし、員数は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1)～(3) 略

2及び3 略

4 前3項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（吉川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年吉川市条例第6号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せ

ない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)) の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。) の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業員の職種は次に掲げるとおりとし、員数は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1)～(3) 略

2及び3 略

4 前3項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（吉川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第6号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、

て受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項第1号に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第100条第2項第1号アにおいて同じ。）を12人以下とする。

5～7 略

（利用定員等）

第102条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）ごと

かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項第1号に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第100条第2項第1号アにおいて同じ。）を12人以下とする。

5～7 略

（利用定員等）

第102条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）ごと

<p>に、<u>指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第205条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）</u>においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数</u>とする。</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、<u>指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）</u>、<u>指定地域密着型サービス</u>、<u>指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）</u>、<u>指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）</u>、<u>指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）</u>若しくは<u>指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）</u>の事業又は<u>介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）</u>若しくは<u>指定介護療養型医療施設の運営（第111条第7項及び第218条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）</u>について3年以上</p>	<p>に、<u>指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設</u>においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、<u>指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）</u>、<u>指定地域密着型サービス</u>、<u>指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）</u>、<u>指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）</u>、<u>指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）</u>若しくは<u>指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）</u>の事業又は<u>介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）</u>若しくは<u>指定介護療養型医療施設の運営（第111条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）</u>について3年以上の経験を有する者で</p>
--	---

<p>の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第111条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者をその利用者（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第43条に規定する指</p>	<p>なければならない。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第111条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者をその利用者（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第43条に規定する指</p>
--	---

定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。
以下この章において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第218条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜

定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。
以下この章において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護、(第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第5項において同じ。)に当

の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第5項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

略	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護療養型医療施設</u> （医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は <u>介護医療院</u>	略
略		

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は

たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

略	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は <u>指定介護療養型医療施設</u> （医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	略
略		

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8～13 略

(管理者)

第112条 略

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第220条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は介護保険法施

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8～13 略

(管理者)

第112条 略

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第220条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は介護保険法施行令（平成1

行令（平成10年政令第412号）第3条第1項に定める者をいう。次条、第139条第2項、第140条及び第220条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、平成24年厚生労働省告示第2号に定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）

第113条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、平成24年厚生労働省告示第4号に定める研修を修了しているものでなければならない。

（協力医療機関等）

第132条 略

2 略

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の

0年政令第412号）第3条第1項に定める者をいう。次条、第139条第2項、第140条及び第220条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、平成24年厚生労働省告示第2号に定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）

第113条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、平成24年厚生労働省告示第4号に定める研修を修了しているものでなければならない。

（協力医療機関等）

第132条 略

2 略

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援

連携及び支援の体制を整えなければならない。
い。

(管理者)

第139条 略

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、平成24年厚生労働省告示第2号に定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第140条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、平成24年厚生労働省告示第4号に定める研修を修了しているものでなければならない。

の体制を整えなければならない。

(管理者)

第139条 略

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、平成24年厚生労働省告示第2号に定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第140条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、平成24年厚生労働省告示第4号に定める研修を修了しているものでなければならない。

<p>(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)</p> <p>第145条 略</p> <p>2～6 略</p> <p><u>7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、</u></p> <p><u>身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>8 略</u></p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第153条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第158条 略</p>	<p>(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)</p> <p>第145条 略</p> <p>2～6 略</p> <p><u>7 略</u></p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第153条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第158条 略</p>
---	---

<p>2及び3 略</p> <p>4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、<u>看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者でなければならない。</u>ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）にあつては、常勤換算方法で1以上とする。</p> <p>5及び6 略</p> <p>7 第1項及び前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、<u>作業療法士若しくは言語聴覚士</u>又は介護支援専門員</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>介護医療院 介護支援専門員</u></p> <p>8～10 略</p>	<p>2及び3 略</p> <p>4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、<u>看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。</u>ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）にあつては、常勤換算方法で1以上とする。</p> <p>5及び6 略</p> <p>7 第1項及び前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士<u>若しくは作業療法士</u>又は介護支援専門員</p> <p>(2) 略</p> <p>8～10 略</p>
---	--

<p>(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第165条 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第178条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第205条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この条にお</p>	<p>(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第165条 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6 略</u></p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第178条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第205条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この条にお</p>
---	--

いて同じ。) にユニット型指定介護老人福祉施設 (指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。) 第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。) を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員 (指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。) 又は 指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員 (第214条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。) を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項の規定にかかわらず、サテライト型居住施設 (当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設 (サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第1項第6号並びに第207条第1項第3号において同じ。))、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの (以下この章において「本体施設」

いて同じ。) 及びユニット型指定介護老人福祉施設 (指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第39号) 第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。) を併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 を併設する場合の介護職員及び看護職員 (第214条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。) を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項の規定にかかわらず、サテライト型居住施設 (当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設 (サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第1項第6号並びに第207条第1項第3号において同じ。))、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの (以下この章において「本体施設」 という。) と

<p>という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>5～7 略</p> <p>8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士、<u>作業療法士若しくは言語聴覚士</u>又は介護支援専門員</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>介護医療院</u> 栄養士又は介護支援専門員</p> <p>9～17 略</p> <p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第180条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しく</p>	<p>の密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>5～7 略</p> <p>8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士<u>若しくは作業療法士</u>又は介護支援専門員</p> <p>(3) 略</p> <p>9～17 略</p> <p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第180条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介</p>
--	---

<p><u>は介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</u></p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第184条 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p>(入所者の入院期間中の取扱い)</p> <p>第192条 略</p> <p><u>(緊急時の対応)</u></p> <p><u>第192条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第178条第1</u></p>	<p>する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第184条 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6 略</u></p> <p>(入所者の入院期間中の取扱い)</p> <p>第192条 略</p>
---	---

<p><u>項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第195条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 緊急時等における対応方法</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第209条 略</p> <p>2～7 略</p> <p><u>8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p>	<p>(運営規程)</p> <p>第195条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第209条 略</p> <p>2～7 略</p>
--	--

9 略

(運営規程)

第213条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 緊急時等における対応方法

(8) 略

(9) 略

(従業者の員数等)

第218条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をい

8 略

(運営規程)

第213条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 略

(8) 略

(従業者の員数等)

第218条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をい

う。以下同じ。)の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護(第111条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。))の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第111条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当

う。以下同じ。)の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護(本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第6項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第6項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2～5 略

6 宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（第111条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者

2～5 略

6 宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(4) 略

(5) 介護医療院

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(4) 略

介護事業所に対して指定看護小規模多機能型
居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下
この章において「本体事業所」という。）と
の密接な連携の下に運営され、利用者に対し
適切な看護サービスを提供できる体制にある
ものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サ
ービスの提供に当たる看護小規模多機能型居
宅介護従業者については、本体事業所の職員
により当該サテライト型指定看護小規模多機
能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に
行われると認められるときは、2人以上とす
ることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型
指定看護小規模多機能型居宅介護事業所につ
いては、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体
事業所において宿直勤務を行う看護小規模多
機能型居宅介護従業者により当該サテライト
型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の
登録者の処遇が適切に行われると認められる
ときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直
勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業
者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト
型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に
ついては、看護職員の員数は常勤換算方法で
1以上とする。

11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者
は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護
小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従
事する介護支援専門員を置かなければならな

8 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者
は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護
小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従
事する介護支援専門員を置かなければならな

い。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

12 略

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する平成24年厚生労働省告示第3号に定める研修を修了している者（第226条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

13 略

(管理者)

第219条 略

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介

い。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

9 略

10 略

(管理者)

第219条 略

2 前項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指

護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、平成24年厚生労働省告示第2号に定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第220条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、平成24年厚生労働省告示第4号に定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第221条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を29人（サテライト型指定看護小規模多機能型居

定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、平成24年厚生労働省告示第2号に定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第220条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、平成24年厚生労働省告示第4号に定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第221条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を29人以下とする。

宅介護事業所にあつては、18人)以下とする。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の
通いサービス及び宿泊サービスの利用定員
(当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業
所におけるサービスごとの1日当たりの利用
者の数の上限をいう。以下この章において同
じ。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当
該各号に定める範囲内において定めるもの
とする。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から
15人(登録定員が25人を超える指定看
護小規模多機能型居宅介護事業所にあつて
は次の表に定める数、サテライト型指定看
護小規模多機能型居宅介護事業所にあつて
は12人)まで

略

(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員
の3分の1から9人(サテライト型指定看
護小規模多機能型居宅介護事業所にあつて
は、6人)まで

(設備、備品等)

第222条 略

2 前項の設備の基準は、次の各号に掲げる設
備に区分に応じ当該各号に定めるとおりとす
る。

(1) 略

(2) 宿泊室 次に定めるところによること。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の
通いサービス及び宿泊サービスの利用定員
(当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業
所におけるサービスごとの1日当たりの利用
者の数の上限をいう。以下この章において同
じ。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当
該各号に定める範囲内において定めるもの
とする。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から
15人(登録定員が25人を超える指定看
護小規模多機能型居宅介護事業所にあつて
は、次の表に定める数)まで

略

(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員
の3分の1から9人まで

(設備、備品等)

第222条 略

2 前項の設備の基準は、次の各号に掲げる設
備に区分に応じ当該各号に定めるとおりとす
る。

(1) 略

(2) 宿泊室 次に定めるところによること。

<p>ア～エ 略</p> <p><u>オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業</u></p> <p><u>所が診療所である場合であって、当該指</u></p> <p><u>定看護小規模多機能型居宅介護の利用者</u></p> <p><u>へのサービスの提供に支障がない場合に</u></p> <p><u>は、当該診療所が有する病床について</u></p> <p><u>は、宿泊室を兼用することができるこ</u></p> <p><u>と。</u></p> <p>3及び4 略</p> <p>(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護 小規模多機能型居宅介護報告書の作成)</p> <p>第226条 指定看護小規模多機能型居宅介護 事業所の管理者は、介護支援専門員<u>(第21</u></p> <p><u>8条第13項の規定により介護支援専門員を</u></p> <p><u>配置していないサテライト型指定看護小規模</u></p> <p><u>多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修</u></p> <p><u>了者。以下この条において同じ。)</u>に看護小 規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業 務を、看護師等(准看護師を除く。第9項に おいて同じ。)に看護小規模多機能型居宅介 護報告書の作成に関する業務を担当させるも のとする。</p> <p>2～10 略</p> <p>(準用)</p> <p>第229条 第9条から第13条まで、第20 条、第22条、第28条、第34条から第3 8条まで、第40条、第41条、第69条、 第71条、第74条、第75条、第116条</p>	<p>ア～エ 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護 小規模多機能型居宅介護報告書の作成)</p> <p>第226条 指定看護小規模多機能型居宅介護 事業所の管理者は、介護支援専門員に看護小 規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業 務を、看護師等(准看護師を除く。第9項に おいて同じ。)に看護小規模多機能型居宅介 護報告書の作成に関する業務を担当させるも のとする。</p> <p>2～10 略</p> <p>(準用)</p> <p>第229条 第9条から第13条まで、第20 条、第22条、第28条、第34条から第3 8条まで、第40条、第41条、第69条、 第71条、第74条、第75条、第116条</p>
--	---

から第119条まで、第122条から第124条まで、第126条、第127条及び第129条から第134条までの規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第229条において準用する第129条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第10章第4節」と、第71条中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第116条中「第111条第12項」とあるのは「第218条第13項」と、第118条及び第126条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第134条中「第111条第6項の表の中欄」とあるのは「第218条第7項各号」と読み替えるものとする。

から第119条まで、第122条から第124条まで、第126条、第127条及び第129条から第134条までの規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第229条において準用する第129条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第10章第4節」と、第71条中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第118条及び第126条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第134条中「第111条第6項の表の中欄」とあるのは「第218条第7項各号」と読み替えるものとする。

附 則

(病院又は診療所の病床の転換に係る経過措置)

第4条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第6条において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保すること

附 則

(病院又は診療所の病床の転換に係る経過措置)

第4条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第6条において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保すること

ができるときは、同一の場所とすることができる。

第5条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)及び(2) 略

第6条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護

ができるときは、同一の場所とすることができる。

第5条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)及び(2) 略

第6条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護

老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る廊下の幅については、第152条第1項第8号及び第180条第1項第4号の規定にかかわらず、1.2メートル（中廊下にあつては、1.6メートル）以上とする。

老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る廊下の幅については、第152条第1項第8号及び第180条第1項第4号の規定にかかわらず、1.2メートル（中廊下にあつては、1.6メートル）以上とする。

第7条 第158条の規定にかかわらず、療養

病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行つて指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われ

<p><u>ると認められるときは、置かないことができること。</u></p> <p><u>(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数</u></p> <p><u>第8条 第160条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。</u></p>	
--	--

(吉川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例)

第2条 吉川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年吉川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「追加項号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所をいう。以下この条において同じ。））において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の職種</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所をいう。以下この条において同じ。））において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の職種は次に掲げるも</p>

は次に掲げるものとし、員数は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1)～(3) 略

2及び3 略

4 前3項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者（吉川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年吉川市条例第5号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第98条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護（同項第1号に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定介護予防認知症

のとし、員数は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1)～(3) 略

2及び3 略

4 前3項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者（吉川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年吉川市条例第5号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第98条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護（同項第1号に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対

対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第7条第2項第1号アにおいて同じ。)を12人以下とする。

5～7 略

(利用定員等)

第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護予防事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第205条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。)においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1

対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第7条第2項第1号アにおいて同じ。)を12人以下とする。

5～7 略

(利用定員等)

第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護予防事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。

目当たり12人以下となる数とする。

2 略

(従業者の員数等)

第44条 略

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

略	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護療養型医療施設</u> （医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。） <u>又は介護医療院</u>	略
略		

7～13 略

(管理者)

第45条 略

2 略

2 略

(従業者の員数等)

第44条 略

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

略	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>又は指定介護療養型医療施設</u> （医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	略
略		

7～13 略

(管理者)

第45条 略

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第112条第3項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項で規定する政令で定める者をいう。次条、第71条第2項及び第72条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、平成24年厚生労働省告示第6号に定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、平

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準第173条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項で規定する政令で定める者をいう。次条、第71条第2項及び第72条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、平成24年厚生労働省告示第6号に定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、平成24年厚生

<p>平成24年厚生労働省告示第6号に定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第60条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p>	<p>労働省告示第6号に定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第60条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p>
<p>(管理者)</p> <p>第71条 略</p> <p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、平成24年厚生労働省告示第6号に定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第71条 略</p> <p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、平成24年厚生労働省告示第6号に定める研修を修了しているものでなければならない。</p>
<p>(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)</p> <p>第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホー</p>	<p>(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)</p> <p>第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホー</p>

ム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、平成24年厚生労働省告示第8号に定める研修を修了しているものでなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第77条 略

2 略

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事

業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(協力医療機関等)

第82条 略

2 略

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事

ム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、平成24年厚生労働省告示第8号に定める研修を修了しているものでなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第77条 略

2 略

(協力医療機関等)

第82条 略

2 略

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事

<p>業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p>	<p>業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p>
--	---

(吉川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 吉川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年吉川市条例第4号）を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項号」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項号とし、移動後項号に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項号（以下「追加項号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(指定介護予防支援事業者の指定の基準及び基本方針)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>(指定介護予防支援事業者の指定の基準及び基本方針)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～5 略</p>

6 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

7及び8 略

（内容及び手続の説明及び同意）

第5条 略

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第2条第3項から第6項までに規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

7及び8 略

（内容及び手続の説明及び同意）

第5条 略

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第2条第3項から第6項までに規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

<p><u>3</u> 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> <u>第4項</u>第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p><u>7</u> 指定介護予防支援事業者は、<u>第4項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) <u>第4項</u>各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第31条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによる</p>	<p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> <u>第3項</u>第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p><u>6</u> 指定介護予防支援事業者は、<u>第3項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) <u>第3項</u>各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第31条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによる</p>
---	---

<p>ものとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、<u>利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができること。</u></p> <p>(10)～(14) 略</p> <p><u>(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。</u></p> <p>(15)～(20) 略</p> <p>(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合そ</p>	<p>ものとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができること。</p> <p>(10)～(14) 略</p> <p>(15)～(20) 略</p> <p>(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合そ</p>
--	---

<p>の他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（<u>次号及び第22号において「主治の医師等」という。</u>）の意見を求めなければならないこと。</p> <p><u>(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならないこと。</u></p> <p>(22)～(28) 略</p>	<p>の他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（<u>以下「主治の医師等」という。</u>）の意見を求めなければならないこと。</p> <p>(22)～(28) 略</p>
---	--

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月23日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）の公布に伴い、指定地域密着型サービスの事業の基準の見直し等を行いたいので、この案を提出するものである。

第12号議案

吉川市における幸福実感向上を目指したまちづくりのための産業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の産業振興に関し、基本理念及び施策の基本的方針を定めると等により、産業振興施策を総合的に推進し、もって本市の発展を図るとともに、事業者、勤労者及び市民の幸福実感向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 営利非営利を問わず、市内において事業を営む法人、団体及び個人をいう。
- (2) 勤労者 市内に在勤する者をいう。
- (3) 市民 市内に在住し、又は在学する者をいう。
- (4) 産業経済団体 事業者によって組織された産業振興等を目的とする団体をいう。
- (5) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で市内に所在するものをいう。
- (6) 協働 異なる主体が、課題を解決するために目的意識を共有し、相互の立場及び特性を認識し、及び尊重しながら共通の目標に向かって取組を行うことをいう。

(基本理念)

第3条 事業者、勤労者、市民及び市は、協働に基づいた産業振興施策により、本市の発展を図るとともに、事業者、勤労者及び市民の幸福実感向上を目指したまちづくりを推進する。

(基本的方針)

第4条 産業振興施策の基本的方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 農商工業用地の確保、整備及び保全、新規参入の可能な環境整備、道路網の整備等を推進することにより市内産業基盤の整備を図ること。
- (2) 起業及び創業を推進するとともに、若者、女性、高齢者、障がい者、外国人等（以下「若者等」という。）の活躍できる場の創出等新しい挑戦を推進することにより市内産業の活性化を図ること。
- (3) 事業後継者の計画的な育成、円満な事業売却及び合併等による事業者の円滑な事業承継を推進することにより持続的な雇用及び産業の発展を図ること。

- (4) 事業者の情報発信及び交流、融資制度の拡充、農商工の事業連携、新商品の開発、販路の拡大等により事業者の経営基盤の強化を図ること。
- (5) 雇用及び就労への支援により事業者の人材確保を推進し、並びにワークライフバランスの推進等を行うことにより若者等多様な勤労者がその能力を最大限に発揮できる環境を目指すこと。
- (6) 職住近接を推進することにより市内経済循環の活性化及び地域の活力向上を図ること。
- (7) 産業経済団体と市の連携の強化を図ることにより地域の活性化を図ること。
- (8) 地域ブランドの創造、販売網の整備等を推進することにより市外との経済循環を活性化すること。
- (9) 市内観光資源の開発及び活用による観光基盤整備を推進し、並びに市と事業者との協働イベント、新商品開発等を推進することにより経済の活性化を図ること。
- (10) 災害時における相互協力の推進等を通し、危機管理体制の強化を図ること。
- (11) 環境負荷を低減する新エネルギーへの転換を推進することにより持続可能な社会の実現を目指すこと。
- (12) 産業を通じた子どもへの教育を推進することにより次世代の地域産業を担う人材の育成を図ること。
- (13) 市民への情報提供を通し、この条例の基本理念の理解を図ることにより協働による産業振興施策を推進すること。
- (14) 産業を通じたシティプロモーションを行うことにより市民の郷土愛を育むこと。

(市の責務)

第5条 市は、前条の基本的方針を総合的かつ計画的に推進するため、必要な調査、研究及び施策の立案を行い、財政上の措置を講ずる。

- 2 市は、吉川市総合振興計画等に基づく施策と産業振興施策の整合を図る。
- 3 市は、国、都道府県その他の関係機関の取組についての情報収集に努める。
- 4 市は、事業者、勤労者、市民及び市による意見交換の場を設けるよう努める。
- 5 市は、産業振興施策について、事業者、勤労者及び市民に情報提供を行い、理解を得るよう努める。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、経済的又は社会的な環境の変化に対応して、自主的に事業活動の維持

及び発展に努める。

- 2 事業者は、経営基盤の強化、人材の育成、雇用環境の充実及び円滑な事業承継を図り、勤労者の生活を保障するとともに、高い士気のもとに、勤労者の自発性が発揮される環境を確立するよう努める。
- 3 事業者は、産業経済団体に加入するよう努めるとともに、産業経済団体が行う活動に協力し、事業者間の連携を推進することで市内経済循環を活性化するよう努める。
- 4 事業者は、この条例の基本理念を理解し、市内産業及びまちづくりの発展のため、産業振興施策への協力を努める。
- 5 事業者は、地域社会を構成する一員としての責任を認識し、持続可能で豊かな地域社会の実現に貢献し、勤労者及び市民の幸福実感を向上させるよう努める。

(勤労者の役割)

第7条 勤労者は、この条例の基本理念を理解し、市内産業及びまちづくりの発展のため、産業振興施策への協力を努める。

- 2 勤労者は、自身の知識及び技能が市内産業を支えていることを理解し、勤労を通じて市内産業の振興に寄与するよう努める。
- 3 勤労者は、消費者としての行動が市内産業に与える影響を理解し、その消費行動を通じて市内産業の振興に寄与するよう努める。

(市民の理解及び協力)

第8条 市民は、この条例の基本理念を理解し、市内産業及びまちづくりの発展のため、産業振興施策への協力を努める。

- 2 市民は、市の歴史、文化及び産業について理解を深め、主体的にまちづくりに参加するよう努める。
- 3 市民は、消費者としての行動が市内産業に与える影響を理解し、その消費行動を通じて市内産業の振興に寄与するよう努める。

(学校の役割)

第9条 学校は、次世代の地域産業を担う人材の育成のため、この条例に基づく産業振興施策に協力するよう努める。

- 2 学校は、市の歴史、文化及び産業についての理解を深めるための事業を実施するよう努める。

(産業振興計画)

第10条 市長は、産業振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、産業振興に関する計画（以下「産業振興計画」という。）を策定するものとする。

2 産業振興計画は、第3条に規定する基本理念及び第4条各号に掲げる基本の方針を踏まえたものでなければならない。

3 市長は、産業振興計画の策定、変更又は評価をするに当たっては、事業者、勤労者、市民、有識者等の意見を聴かなければならない。

4 市長は、産業振興計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前項の規定は、産業振興計画の変更について準用する。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月23日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

産業振興施策を総合的に推進し本市の発展を図るとともに、事業者、勤労者及び市民の幸福実感向上を目指したまちづくりを推進することを目的として、本市の産業振興に関し基本理念及び施策の基本の方針を定めたいので、この案を提出するものである。

第13号議案

市長及び副市長の給与等に関する条例及び吉川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例(昭和44年吉川町条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては <u>100分の212.5</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の227.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給場合においては <u>100分の207.5</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の222.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

(吉川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 吉川市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和44年吉川町条例第9号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の212.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の207.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月23日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

市長、副市長及び教育長の期末手当について、人事院勧告の趣旨を踏まえ、一般職の職員に準じて改定したいので、この案を提出するものである。

第14号議案

吉川市職員の給与に関する条例及び吉川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(吉川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 吉川市職員の給与に関する条例(昭和32年吉川町条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別紙と表示された部分にあつては、当該別紙中下線が引かれた部分。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別紙と表示された部分にあつては、当該別紙中下線が引かれた部分。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(勤勉手当) 第19条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において	(勤勉手当) 第19条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において

<p>同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>附 則</p> <p>21 附則第18項の規定が適用される間、第19条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額<u>に、6月に支給する場合には100分の1.275、12月に支給する場合には100分の1.425</u>を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額<u>に、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95</u>を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p> <p>別紙2</p>	<p>同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>附 則</p> <p>21 附則第18項の規定が適用される間、第19条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の85を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p> <p>別紙1</p>
---	--

第2条 吉川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の40、12月に支給</u></p>

3～5 略	<p>する場合には100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>
-------	---

(吉川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 吉川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年吉川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前																								
<p>(特定任期付職員の給料表等)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="258 1249 799 1516"> <tr> <th>職務の級</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> <tr> <td>1級</td> <td><u>373,000</u></td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td><u>421,000</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>2及び3 略</p> <p>(特定業務等従事任期付職員の給料表等)</p> <p>第8条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定業務等従事任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="258 1966 799 2029"> <tr> <th>職務の級</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	職務の級	給料月額（円）	1級	<u>373,000</u>	2級	<u>421,000</u>	略		職務の級	給料月額（円）			<p>(特定任期付職員の給料表等)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="852 1249 1393 1516"> <tr> <th>職務の級</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> <tr> <td>1級</td> <td><u>372,000</u></td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td><u>420,000</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>2及び3 略</p> <p>(特定業務等従事任期付職員の給料表等)</p> <p>第8条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定業務等従事任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="852 1966 1393 2029"> <tr> <th>職務の級</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	職務の級	給料月額（円）	1級	<u>372,000</u>	2級	<u>420,000</u>	略		職務の級	給料月額（円）		
職務の級	給料月額（円）																								
1級	<u>373,000</u>																								
2級	<u>421,000</u>																								
略																									
職務の級	給料月額（円）																								
職務の級	給料月額（円）																								
1級	<u>372,000</u>																								
2級	<u>420,000</u>																								
略																									
職務の級	給料月額（円）																								

1級	<u>168,600</u>	1級	<u>167,600</u>
2級	<u>185,800</u>	2級	<u>184,800</u>
3級	<u>228,900</u>	3級	<u>227,900</u>
4級	<u>262,000</u>	4級	<u>261,100</u>
5級	<u>288,000</u>	5級	<u>287,100</u>
2及び3 略		2及び3 略	

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の吉川市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の吉川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の吉川市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（吉川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年吉川市条例第21号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第3条の規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第3条の規定による改正前の吉川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第3条の規定による給料を含む。）又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

平成30年2月23日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

人事院勧告の趣旨を踏まえ、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定したいので、この案を提出するものである。

別紙1
別表第1(第3条関係)

給料表

(単位 円)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	141,600	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
	2	142,700	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
	3	143,900	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
	4	145,000	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
	5	146,100	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
	6	147,200	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
	7	148,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
	8	149,400	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
	9	150,500	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
	10	151,900	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200
	11	153,200	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300
	12	154,500	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
	13	155,800	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
	14	157,300	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
	15	158,800	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
	16	160,400	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
	17	161,700	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800
	18	163,200	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
	19	164,700	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400
	20	166,200	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
	21	167,600	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900
	22	170,300	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400
	23	172,900	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800
	24	175,500	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300
	25	178,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700
	26	179,900	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000
	27	181,600	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
	28	183,300	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500
	29	184,800	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500
	30	186,600	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200
	31	188,400	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000
	32	190,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700
	33	191,700	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400
	34	193,500	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200
	35	195,300	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900

再任職員以外の職員

36	<u>197,100</u>	<u>286,000</u>	<u>330,700</u>	<u>357,900</u>	<u>385,800</u>	<u>430,300</u>	<u>463,500</u>
37	<u>198,700</u>	<u>287,600</u>	<u>332,600</u>	<u>359,300</u>	<u>387,200</u>	<u>431,500</u>	<u>464,000</u>
38	<u>200,500</u>	<u>289,300</u>	<u>334,500</u>	<u>360,600</u>	<u>388,400</u>	<u>432,300</u>	<u>464,600</u>
39	<u>202,300</u>	<u>291,100</u>	<u>336,500</u>	<u>362,000</u>	<u>389,600</u>	<u>433,100</u>	<u>465,200</u>
40	<u>204,100</u>	<u>292,900</u>	<u>338,400</u>	<u>363,400</u>	<u>390,700</u>	<u>433,900</u>	<u>465,800</u>
41	<u>205,800</u>	<u>294,600</u>	<u>340,300</u>	<u>364,700</u>	<u>391,800</u>	<u>434,500</u>	<u>466,300</u>
42	<u>207,600</u>	<u>296,300</u>	<u>342,200</u>	<u>365,600</u>	<u>393,000</u>	<u>435,200</u>	<u>466,800</u>
43	<u>209,400</u>	<u>297,900</u>	<u>344,000</u>	<u>366,700</u>	<u>394,200</u>	<u>435,900</u>	<u>467,200</u>
44	<u>211,200</u>	<u>299,500</u>	<u>345,900</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>	<u>436,600</u>	<u>467,500</u>
45	<u>212,600</u>	<u>301,200</u>	<u>347,400</u>	<u>368,600</u>	<u>396,000</u>	<u>437,400</u>	<u>467,800</u>
46	<u>214,400</u>	<u>302,900</u>	<u>348,800</u>	<u>369,500</u>	<u>396,700</u>	<u>438,200</u>	<u>468,300</u>
47	<u>216,100</u>	<u>304,500</u>	<u>350,300</u>	<u>370,400</u>	<u>397,400</u>	<u>438,600</u>	<u>468,700</u>
48	<u>217,900</u>	<u>306,200</u>	<u>351,800</u>	<u>371,300</u>	<u>398,100</u>	<u>439,300</u>	<u>469,000</u>
49	<u>219,600</u>	<u>307,300</u>	<u>353,400</u>	<u>372,200</u>	<u>398,700</u>	<u>439,800</u>	<u>469,300</u>
50	<u>221,300</u>	<u>308,800</u>	<u>354,200</u>	<u>373,000</u>	<u>399,300</u>	<u>440,200</u>	<u>469,800</u>
51	<u>222,900</u>	<u>310,300</u>	<u>355,400</u>	<u>373,800</u>	<u>399,800</u>	<u>440,600</u>	<u>470,200</u>
52	<u>224,500</u>	<u>311,900</u>	<u>356,400</u>	<u>374,600</u>	<u>400,200</u>	<u>441,000</u>	<u>470,500</u>
53	<u>226,000</u>	<u>313,500</u>	<u>357,300</u>	<u>375,300</u>	<u>400,600</u>	<u>441,400</u>	<u>470,800</u>
54	<u>227,700</u>	<u>315,100</u>	<u>358,400</u>	<u>376,000</u>	<u>400,900</u>	<u>441,800</u>	<u>471,300</u>
55	<u>229,300</u>	<u>316,700</u>	<u>359,300</u>	<u>376,700</u>	<u>401,200</u>	<u>442,200</u>	<u>471,700</u>
56	<u>230,900</u>	<u>318,200</u>	<u>360,400</u>	<u>377,400</u>	<u>401,500</u>	<u>442,500</u>	<u>472,000</u>
57	<u>232,200</u>	<u>319,700</u>	<u>361,300</u>	<u>377,900</u>	<u>401,800</u>	<u>442,800</u>	<u>472,300</u>
58	<u>233,700</u>	<u>320,900</u>	<u>362,000</u>	<u>378,500</u>	<u>402,100</u>	<u>443,200</u>	<u>472,800</u>
59	<u>235,100</u>	<u>322,100</u>	<u>362,700</u>	<u>379,100</u>	<u>402,400</u>	<u>443,500</u>	<u>473,200</u>
60	<u>236,400</u>	<u>323,300</u>	<u>363,400</u>	<u>379,800</u>	<u>402,700</u>	<u>443,800</u>	<u>473,500</u>
61	<u>237,700</u>	<u>324,000</u>	<u>363,800</u>	<u>380,200</u>	<u>403,000</u>	<u>444,100</u>	<u>473,800</u>
62	<u>238,900</u>	<u>324,900</u>	<u>364,400</u>	<u>380,900</u>	<u>403,300</u>	<u>444,500</u>	<u>474,300</u>
63	<u>239,900</u>	<u>325,700</u>	<u>365,100</u>	<u>381,500</u>	<u>403,600</u>	<u>444,800</u>	<u>474,700</u>
64	<u>241,100</u>	<u>326,500</u>	<u>365,800</u>	<u>382,100</u>	<u>403,900</u>	<u>445,100</u>	<u>475,000</u>
65	<u>242,400</u>	<u>327,400</u>	<u>366,100</u>	<u>382,500</u>	<u>404,200</u>	<u>445,400</u>	<u>475,300</u>
66	<u>243,600</u>	<u>327,800</u>	<u>366,800</u>	<u>383,100</u>	<u>404,500</u>	<u>445,800</u>	<u>475,800</u>
67	<u>244,800</u>	<u>328,500</u>	<u>367,500</u>	<u>383,700</u>	<u>404,800</u>	<u>446,100</u>	<u>476,200</u>
68	<u>246,100</u>	<u>329,300</u>	<u>368,200</u>	<u>384,300</u>	<u>405,100</u>	<u>446,400</u>	<u>476,500</u>
69	<u>247,000</u>	<u>330,100</u>	<u>368,500</u>	<u>384,700</u>	<u>405,300</u>	<u>446,700</u>	<u>476,800</u>
70	<u>248,400</u>	<u>330,800</u>	<u>369,100</u>	<u>385,200</u>	<u>405,600</u>	<u>447,100</u>	<u>477,300</u>
71	<u>249,800</u>	<u>331,500</u>	<u>369,800</u>	<u>385,700</u>	<u>405,900</u>	<u>447,400</u>	<u>477,700</u>
72	<u>251,300</u>	<u>332,200</u>	<u>370,400</u>	<u>386,300</u>	<u>406,200</u>	<u>447,700</u>	<u>478,000</u>
73	<u>252,700</u>	<u>332,700</u>	<u>370,700</u>	<u>386,600</u>	<u>406,400</u>	<u>448,000</u>	<u>478,300</u>
74	<u>254,100</u>	<u>333,300</u>	<u>371,300</u>	<u>387,000</u>	<u>406,700</u>	<u>448,400</u>	

75	<u>255,500</u>	<u>333,800</u>	<u>372,000</u>	<u>387,400</u>	<u>407,000</u>	<u>448,700</u>	
76	<u>256,800</u>	<u>334,400</u>	<u>372,600</u>	<u>387,800</u>	<u>407,200</u>	<u>449,000</u>	
77	<u>258,000</u>	<u>334,700</u>	<u>373,000</u>	<u>388,100</u>	<u>407,400</u>	<u>449,300</u>	
78	<u>259,300</u>	<u>335,200</u>	<u>373,500</u>	<u>388,400</u>	<u>407,700</u>	<u>449,700</u>	
79	<u>260,700</u>	<u>335,600</u>	<u>374,100</u>	<u>388,700</u>	<u>408,000</u>	<u>450,000</u>	
80	<u>262,000</u>	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>389,000</u>	<u>408,200</u>	<u>450,300</u>	
81	<u>263,300</u>	<u>336,500</u>	<u>375,100</u>	<u>389,200</u>	<u>408,400</u>	<u>450,600</u>	
82	<u>264,400</u>	<u>337,000</u>	<u>375,700</u>	<u>389,500</u>	<u>408,700</u>	<u>451,000</u>	
83	<u>265,700</u>	<u>337,500</u>	<u>376,200</u>	<u>389,800</u>	<u>409,000</u>	<u>451,300</u>	
84	<u>267,000</u>	<u>338,000</u>	<u>376,500</u>	<u>390,000</u>	<u>409,200</u>	<u>451,600</u>	
85	<u>268,000</u>	<u>338,300</u>	<u>376,900</u>	<u>390,200</u>	<u>409,400</u>	<u>451,900</u>	
86	<u>269,100</u>	<u>338,700</u>	<u>377,400</u>	<u>390,500</u>	<u>409,700</u>	<u>452,300</u>	
87	<u>270,400</u>	<u>339,200</u>	<u>377,800</u>	<u>390,800</u>	<u>410,000</u>	<u>452,600</u>	
88	<u>271,700</u>	<u>339,600</u>	<u>378,200</u>	<u>391,000</u>	<u>410,200</u>	<u>452,900</u>	
89	<u>272,800</u>	<u>339,900</u>	<u>378,600</u>	<u>391,200</u>	<u>410,400</u>	<u>453,200</u>	
90	<u>273,800</u>	<u>340,300</u>	<u>379,100</u>	<u>391,500</u>	<u>410,700</u>	<u>453,600</u>	
91	<u>274,800</u>	<u>340,800</u>	<u>379,500</u>	<u>391,800</u>	<u>411,000</u>	<u>453,900</u>	
92	<u>275,900</u>	<u>341,200</u>	<u>379,900</u>	<u>392,000</u>	<u>411,200</u>	<u>454,200</u>	
93	<u>277,100</u>	<u>341,400</u>	<u>380,200</u>	<u>392,200</u>	<u>411,400</u>	<u>454,500</u>	
94	<u>278,100</u>	<u>341,800</u>	<u>380,700</u>	<u>392,500</u>	<u>411,700</u>	<u>454,900</u>	
95	<u>279,000</u>	<u>342,300</u>	<u>381,100</u>	<u>392,800</u>	<u>412,000</u>	<u>455,200</u>	
96	<u>280,000</u>	<u>342,700</u>	<u>381,500</u>	<u>393,000</u>	<u>412,200</u>	<u>455,500</u>	
97	<u>280,700</u>	<u>342,800</u>	<u>381,800</u>	<u>393,200</u>	<u>412,400</u>	<u>455,800</u>	
98	<u>281,600</u>	<u>343,300</u>	<u>382,300</u>	<u>393,500</u>	<u>412,700</u>		
99	<u>282,300</u>	<u>343,700</u>	<u>382,700</u>	<u>393,800</u>	<u>413,000</u>		
100	<u>283,200</u>	<u>344,000</u>	<u>383,100</u>	<u>394,000</u>	<u>413,200</u>		
101	<u>284,200</u>	<u>344,300</u>	<u>383,400</u>	<u>394,200</u>	<u>413,400</u>		
102	<u>285,000</u>	<u>344,700</u>	<u>383,900</u>	<u>394,500</u>	<u>413,700</u>		
103	<u>285,800</u>	<u>345,100</u>	<u>384,300</u>	<u>394,800</u>	<u>414,000</u>		
104	<u>286,600</u>	<u>345,500</u>	<u>384,700</u>	<u>395,000</u>	<u>414,200</u>		
105	<u>287,400</u>	<u>346,000</u>	<u>385,000</u>	<u>395,200</u>	<u>414,400</u>		
106	<u>287,900</u>	<u>346,400</u>	<u>385,500</u>	<u>395,500</u>	<u>414,700</u>		
107	<u>288,300</u>	<u>346,800</u>	<u>385,900</u>	<u>395,800</u>	<u>415,000</u>		
108	<u>288,800</u>	<u>347,200</u>	<u>386,300</u>	<u>396,000</u>	<u>415,200</u>		
109	<u>288,900</u>	<u>347,700</u>	<u>386,600</u>	<u>396,200</u>	<u>415,400</u>		
110	<u>289,300</u>	<u>348,100</u>	<u>387,100</u>	<u>396,500</u>	<u>415,700</u>		
111	<u>289,500</u>	<u>348,400</u>	<u>387,500</u>	<u>396,800</u>	<u>416,000</u>		
112	<u>289,900</u>	<u>348,700</u>	<u>387,900</u>	<u>397,000</u>	<u>416,200</u>		
113	<u>290,100</u>	<u>349,200</u>	<u>388,200</u>	<u>397,200</u>	<u>416,400</u>		

	114		<u>349,600</u>	<u>388,700</u>	<u>397,500</u>	<u>416,700</u>		
	115		<u>349,900</u>	<u>389,100</u>	<u>397,800</u>	<u>417,000</u>		
	116		<u>350,200</u>	<u>389,500</u>	<u>398,000</u>	<u>417,200</u>		
	117		<u>350,700</u>	<u>389,800</u>	<u>398,200</u>	<u>417,400</u>		
	118		<u>351,100</u>	<u>390,300</u>	<u>398,500</u>			
	119		<u>351,400</u>	<u>390,700</u>	<u>398,800</u>			
	120		<u>351,700</u>	<u>391,100</u>	<u>399,000</u>			
	121		<u>352,200</u>	<u>391,400</u>	<u>399,200</u>			
	122		<u>352,600</u>	<u>391,900</u>	<u>399,500</u>			
	123		<u>352,900</u>	<u>392,300</u>	<u>399,800</u>			
	124		<u>353,200</u>	<u>392,700</u>	<u>400,000</u>			
	125		<u>353,700</u>	<u>393,000</u>	<u>400,200</u>			
	126		<u>354,100</u>					
	127		<u>354,400</u>					
	128		<u>354,700</u>					
	129		<u>355,200</u>					
	130		<u>355,600</u>					
	131		<u>355,900</u>					
	132		<u>356,200</u>					
	133		<u>356,700</u>					
再任用 職員		<u>214,400</u>	<u>254,400</u>	<u>273,800</u>	<u>288,900</u>	<u>314,300</u>	<u>356,000</u>	<u>389,100</u>

別紙2
別表第1(第3条関係)

給料表

(単位 円)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	142,600	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700
	2	143,700	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100
	3	144,900	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600
	4	146,000	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000
	5	147,100	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900
	6	148,200	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200
	7	149,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300
	8	150,400	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500
	9	151,500	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500
	10	152,900	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600
	11	154,200	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700
	12	155,500	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800
	13	156,800	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500
	14	158,300	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300
	15	159,800	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300
	16	161,400	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300
	17	162,700	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200
	18	164,200	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000
	19	165,700	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800
	20	167,200	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500
	21	168,600	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300
	22	171,300	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800
	23	173,900	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200
	24	176,500	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700
	25	179,200	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100
	26	180,900	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400
	27	182,600	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700
	28	184,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900
	29	185,800	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900
	30	187,600	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600
	31	189,400	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400
	32	191,100	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100
	33	192,700	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800
	34	194,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600
	35	196,300	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300

再任職員以外の職員

36	<u>198,100</u>	<u>286,800</u>	<u>331,100</u>	<u>358,300</u>	<u>386,200</u>	<u>430,700</u>	<u>463,900</u>
37	<u>199,700</u>	<u>288,400</u>	<u>333,000</u>	<u>359,700</u>	<u>387,600</u>	<u>431,900</u>	<u>464,400</u>
38	<u>201,500</u>	<u>290,100</u>	<u>334,900</u>	<u>361,000</u>	<u>388,800</u>	<u>432,700</u>	<u>465,000</u>
39	<u>203,300</u>	<u>291,900</u>	<u>336,900</u>	<u>362,400</u>	<u>390,000</u>	<u>433,500</u>	<u>465,600</u>
40	<u>205,100</u>	<u>293,700</u>	<u>338,800</u>	<u>363,800</u>	<u>391,100</u>	<u>434,300</u>	<u>466,200</u>
41	<u>206,800</u>	<u>295,300</u>	<u>340,700</u>	<u>365,100</u>	<u>392,200</u>	<u>434,900</u>	<u>466,700</u>
42	<u>208,600</u>	<u>297,000</u>	<u>342,600</u>	<u>366,000</u>	<u>393,400</u>	<u>435,600</u>	<u>467,200</u>
43	<u>210,400</u>	<u>298,500</u>	<u>344,400</u>	<u>367,100</u>	<u>394,600</u>	<u>436,300</u>	<u>467,600</u>
44	<u>212,200</u>	<u>300,100</u>	<u>346,300</u>	<u>368,200</u>	<u>395,700</u>	<u>437,000</u>	<u>467,900</u>
45	<u>213,600</u>	<u>301,700</u>	<u>347,800</u>	<u>369,000</u>	<u>396,400</u>	<u>437,800</u>	<u>468,200</u>
46	<u>215,400</u>	<u>303,400</u>	<u>349,200</u>	<u>369,900</u>	<u>397,100</u>	<u>438,600</u>	<u>468,700</u>
47	<u>217,100</u>	<u>305,000</u>	<u>350,700</u>	<u>370,800</u>	<u>397,800</u>	<u>439,000</u>	<u>469,100</u>
48	<u>218,900</u>	<u>306,700</u>	<u>352,200</u>	<u>371,700</u>	<u>398,500</u>	<u>439,700</u>	<u>469,400</u>
49	<u>220,600</u>	<u>307,700</u>	<u>353,800</u>	<u>372,600</u>	<u>399,100</u>	<u>440,200</u>	<u>469,700</u>
50	<u>222,300</u>	<u>309,200</u>	<u>354,600</u>	<u>373,400</u>	<u>399,700</u>	<u>440,600</u>	<u>470,200</u>
51	<u>223,900</u>	<u>310,700</u>	<u>355,800</u>	<u>374,200</u>	<u>400,200</u>	<u>441,000</u>	<u>470,600</u>
52	<u>225,500</u>	<u>312,300</u>	<u>356,800</u>	<u>375,000</u>	<u>400,600</u>	<u>441,400</u>	<u>470,900</u>
53	<u>227,000</u>	<u>313,900</u>	<u>357,700</u>	<u>375,700</u>	<u>401,000</u>	<u>441,800</u>	<u>471,200</u>
54	<u>228,700</u>	<u>315,500</u>	<u>358,800</u>	<u>376,400</u>	<u>401,300</u>	<u>442,200</u>	<u>471,700</u>
55	<u>230,300</u>	<u>317,100</u>	<u>359,700</u>	<u>377,100</u>	<u>401,600</u>	<u>442,600</u>	<u>472,100</u>
56	<u>231,900</u>	<u>318,600</u>	<u>360,800</u>	<u>377,800</u>	<u>401,900</u>	<u>442,900</u>	<u>472,400</u>
57	<u>233,100</u>	<u>320,100</u>	<u>361,700</u>	<u>378,300</u>	<u>402,200</u>	<u>443,200</u>	<u>472,700</u>
58	<u>234,600</u>	<u>321,300</u>	<u>362,400</u>	<u>378,900</u>	<u>402,500</u>	<u>443,600</u>	<u>473,200</u>
59	<u>236,000</u>	<u>322,500</u>	<u>363,100</u>	<u>379,500</u>	<u>402,800</u>	<u>443,900</u>	<u>473,600</u>
60	<u>237,300</u>	<u>323,700</u>	<u>363,800</u>	<u>380,200</u>	<u>403,100</u>	<u>444,200</u>	<u>473,900</u>
61	<u>238,600</u>	<u>324,400</u>	<u>364,200</u>	<u>380,600</u>	<u>403,400</u>	<u>444,500</u>	<u>474,200</u>
62	<u>239,800</u>	<u>325,300</u>	<u>364,800</u>	<u>381,300</u>	<u>403,700</u>	<u>444,900</u>	<u>474,700</u>
63	<u>240,800</u>	<u>326,100</u>	<u>365,500</u>	<u>381,900</u>	<u>404,000</u>	<u>445,200</u>	<u>475,100</u>
64	<u>242,000</u>	<u>326,900</u>	<u>366,200</u>	<u>382,500</u>	<u>404,300</u>	<u>445,500</u>	<u>475,400</u>
65	<u>243,300</u>	<u>327,800</u>	<u>366,500</u>	<u>382,900</u>	<u>404,600</u>	<u>445,800</u>	<u>475,700</u>
66	<u>244,500</u>	<u>328,200</u>	<u>367,200</u>	<u>383,500</u>	<u>404,900</u>	<u>446,200</u>	<u>476,200</u>
67	<u>245,700</u>	<u>328,900</u>	<u>367,900</u>	<u>384,100</u>	<u>405,200</u>	<u>446,500</u>	<u>476,600</u>
68	<u>247,000</u>	<u>329,700</u>	<u>368,600</u>	<u>384,700</u>	<u>405,500</u>	<u>446,800</u>	<u>476,900</u>
69	<u>247,900</u>	<u>330,500</u>	<u>368,900</u>	<u>385,100</u>	<u>405,700</u>	<u>447,100</u>	<u>477,200</u>
70	<u>249,300</u>	<u>331,200</u>	<u>369,500</u>	<u>385,600</u>	<u>406,000</u>	<u>447,500</u>	<u>477,700</u>
71	<u>250,700</u>	<u>331,900</u>	<u>370,200</u>	<u>386,100</u>	<u>406,300</u>	<u>447,800</u>	<u>478,100</u>
72	<u>252,200</u>	<u>332,600</u>	<u>370,800</u>	<u>386,700</u>	<u>406,600</u>	<u>448,100</u>	<u>478,400</u>
73	<u>253,600</u>	<u>333,100</u>	<u>371,100</u>	<u>387,000</u>	<u>406,800</u>	<u>448,400</u>	<u>478,700</u>
74	<u>255,000</u>	<u>333,700</u>	<u>371,700</u>	<u>387,400</u>	<u>407,100</u>	<u>448,800</u>	

75	<u>256,400</u>	<u>334,200</u>	<u>372,400</u>	<u>387,800</u>	<u>407,400</u>	<u>449,100</u>	
76	<u>257,700</u>	<u>334,800</u>	<u>373,000</u>	<u>388,200</u>	<u>407,600</u>	<u>449,400</u>	
77	<u>258,900</u>	<u>335,100</u>	<u>373,400</u>	<u>388,500</u>	<u>407,800</u>	<u>449,700</u>	
78	<u>260,200</u>	<u>335,600</u>	<u>373,900</u>	<u>388,800</u>	<u>408,100</u>	<u>450,100</u>	
79	<u>261,600</u>	<u>336,000</u>	<u>374,500</u>	<u>389,100</u>	<u>408,400</u>	<u>450,400</u>	
80	<u>262,900</u>	<u>336,500</u>	<u>375,000</u>	<u>389,400</u>	<u>408,600</u>	<u>450,700</u>	
81	<u>264,100</u>	<u>336,900</u>	<u>375,500</u>	<u>389,600</u>	<u>408,800</u>	<u>451,000</u>	
82	<u>265,200</u>	<u>337,400</u>	<u>376,100</u>	<u>389,900</u>	<u>409,100</u>	<u>451,400</u>	
83	<u>266,500</u>	<u>337,900</u>	<u>376,600</u>	<u>390,200</u>	<u>409,400</u>	<u>451,700</u>	
84	<u>267,800</u>	<u>338,400</u>	<u>376,900</u>	<u>390,400</u>	<u>409,600</u>	<u>452,000</u>	
85	<u>268,800</u>	<u>338,700</u>	<u>377,300</u>	<u>390,600</u>	<u>409,800</u>	<u>452,300</u>	
86	<u>269,900</u>	<u>339,100</u>	<u>377,800</u>	<u>390,900</u>	<u>410,100</u>	<u>452,700</u>	
87	<u>271,200</u>	<u>339,600</u>	<u>378,200</u>	<u>391,200</u>	<u>410,400</u>	<u>453,000</u>	
88	<u>272,500</u>	<u>340,000</u>	<u>378,600</u>	<u>391,400</u>	<u>410,600</u>	<u>453,300</u>	
89	<u>273,500</u>	<u>340,300</u>	<u>379,000</u>	<u>391,600</u>	<u>410,800</u>	<u>453,600</u>	
90	<u>274,500</u>	<u>340,700</u>	<u>379,500</u>	<u>391,900</u>	<u>411,100</u>	<u>454,000</u>	
91	<u>275,400</u>	<u>341,200</u>	<u>379,900</u>	<u>392,200</u>	<u>411,400</u>	<u>454,300</u>	
92	<u>276,500</u>	<u>341,600</u>	<u>380,300</u>	<u>392,400</u>	<u>411,600</u>	<u>454,600</u>	
93	<u>277,600</u>	<u>341,800</u>	<u>380,600</u>	<u>392,600</u>	<u>411,800</u>	<u>454,900</u>	
94	<u>278,600</u>	<u>342,200</u>	<u>381,100</u>	<u>392,900</u>	<u>412,100</u>	<u>455,300</u>	
95	<u>279,500</u>	<u>342,700</u>	<u>381,500</u>	<u>393,200</u>	<u>412,400</u>	<u>455,600</u>	
96	<u>280,500</u>	<u>343,100</u>	<u>381,900</u>	<u>393,400</u>	<u>412,600</u>	<u>455,900</u>	
97	<u>281,100</u>	<u>343,200</u>	<u>382,200</u>	<u>393,600</u>	<u>412,800</u>	<u>456,200</u>	
98	<u>282,000</u>	<u>343,700</u>	<u>382,700</u>	<u>393,900</u>	<u>413,100</u>		
99	<u>282,700</u>	<u>344,100</u>	<u>383,100</u>	<u>394,200</u>	<u>413,400</u>		
100	<u>283,600</u>	<u>344,400</u>	<u>383,500</u>	<u>394,400</u>	<u>413,600</u>		
101	<u>284,600</u>	<u>344,700</u>	<u>383,800</u>	<u>394,600</u>	<u>413,800</u>		
102	<u>285,400</u>	<u>345,100</u>	<u>384,300</u>	<u>394,900</u>	<u>414,100</u>		
103	<u>286,200</u>	<u>345,500</u>	<u>384,700</u>	<u>395,200</u>	<u>414,400</u>		
104	<u>287,000</u>	<u>345,900</u>	<u>385,100</u>	<u>395,400</u>	<u>414,600</u>		
105	<u>287,800</u>	<u>346,400</u>	<u>385,400</u>	<u>395,600</u>	<u>414,800</u>		
106	<u>288,300</u>	<u>346,800</u>	<u>385,900</u>	<u>395,900</u>	<u>415,100</u>		
107	<u>288,700</u>	<u>347,200</u>	<u>386,300</u>	<u>396,200</u>	<u>415,400</u>		
108	<u>289,200</u>	<u>347,600</u>	<u>386,700</u>	<u>396,400</u>	<u>415,600</u>		
109	<u>289,300</u>	<u>348,100</u>	<u>387,000</u>	<u>396,600</u>	<u>415,800</u>		
110	<u>289,700</u>	<u>348,500</u>	<u>387,500</u>	<u>396,900</u>	<u>416,100</u>		
111	<u>289,900</u>	<u>348,800</u>	<u>387,900</u>	<u>397,200</u>	<u>416,400</u>		
112	<u>290,300</u>	<u>349,100</u>	<u>388,300</u>	<u>397,400</u>	<u>416,600</u>		
113	<u>290,500</u>	<u>349,600</u>	<u>388,600</u>	<u>397,600</u>	<u>416,800</u>		

	114		<u>350,000</u>	<u>389,100</u>	<u>397,900</u>	<u>417,100</u>		
	115		<u>350,300</u>	<u>389,500</u>	<u>398,200</u>	<u>417,400</u>		
	116		<u>350,600</u>	<u>389,900</u>	<u>398,400</u>	<u>417,600</u>		
	117		<u>351,100</u>	<u>390,200</u>	<u>398,600</u>	<u>417,800</u>		
	118		<u>351,500</u>	<u>390,700</u>	<u>398,900</u>			
	119		<u>351,800</u>	<u>391,100</u>	<u>399,200</u>			
	120		<u>352,100</u>	<u>391,500</u>	<u>399,400</u>			
	121		<u>352,600</u>	<u>391,800</u>	<u>399,600</u>			
	122		<u>353,000</u>	<u>392,300</u>	<u>399,900</u>			
	123		<u>353,300</u>	<u>392,700</u>	<u>400,200</u>			
	124		<u>353,600</u>	<u>393,100</u>	<u>400,400</u>			
	125		<u>354,100</u>	<u>393,400</u>	<u>400,600</u>			
	126		<u>354,500</u>					
	127		<u>354,800</u>					
	128		<u>355,100</u>					
	129		<u>355,600</u>					
	130		<u>356,000</u>					
	131		<u>356,300</u>					
	132		<u>356,600</u>					
	133		<u>357,100</u>					
再任用 職員		<u>214,800</u>	<u>254,800</u>	<u>274,200</u>	<u>289,300</u>	<u>314,700</u>	<u>356,400</u>	<u>389,500</u>

第15号議案

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 高久雨水ポンプ場電気設備工事（H29 自家発更新）
- 2 工事場所 吉川市高久一丁目地内
- 3 工 期 変更前 契約締結日から平成30年3月30日まで
変更後 契約締結日から平成30年9月28日まで
- 4 請負金額 345,600,000円
- 5 請負業者 住 所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目247番地
氏名又は名称 荏原商事株式会社 関東支社
代表者職氏名 支社長 高濱俊一

平成30年2月23日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

平成29年9月25日付けで効力が発生した高久雨水ポンプ場電気設備工事（H29 自家発更新）の請負契約について、非常用電源である自家用発電気設備の製造に時間を要することから工期を変更したいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第16号議案

埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成30年3月31日をもって埼玉縣市町村総合事務組合から入間東部地区衛生組合を脱退させ、埼玉縣市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

平成30年2月23日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

平成30年3月31日をもって埼玉縣市町村総合事務組合から入間東部地区衛生組合を脱退させること及び同年4月1日から入間東部地区消防組合が名称を変更することに伴い、埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、この案を提出するものである。

別紙

埼玉県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合同規約（平成18年指令市第745号）の一部を次のように変更する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
別表第1（第3条関係）	別表第1（第3条関係）
組合市町村	組合市町村
秩父市 所沢市 飯能市 加須市 本庄市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 戸田市 入間市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 日高市 吉川市 ふじみ野市 熊谷市 蕨市 白岡市 伊奈町 三芳町 毛呂山町 越生町 滑川町 嵐山町 小川町 川島町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 横瀬町 皆野町 長瀨町 小鹿野町 東秩父村 美里町 神川町 上里町 寄居町 宮代町 杉戸町 松伏町 埼玉県都市競艇組合 埼玉葛斎場 組合 越谷・松伏水道企業団 蓮田白岡衛生 組合 久喜宮代衛生組合 朝霞地区一部事務 組合 埼玉県市町村総合事務組合 桶川北本	秩父市 所沢市 飯能市 加須市 本庄市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 戸田市 市 入間市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 市 蕨市 白岡市 伊奈町 三芳町 毛呂山町 町 越生町 滑川町 嵐山町 小川町 川島町 町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 横瀬町 町 皆野町 長瀨町 小鹿野町 東秩父村 美里町 町 神川町 上里町 寄居町 宮代町 杉戸町 町 松伏町 埼玉県都市競艇組合 埼玉葛斎場 組合 越谷・松伏水道企業団 蓮田白岡衛生 組合 久喜宮代衛生組合 朝霞地区一部事務 組合 埼玉県市町村総合事務組合 桶川北本

水道企業団 小川地区衛生組合 皆野・長瀬
 下水道組合 上尾桶川伊奈衛生組合 志木地
 区衛生組合 北本地区衛生組合 入間西部衛
 生組合 東埼玉資源環境組合 本庄上里学校
 給食組合 坂戸、鶴ヶ島水道企業団 坂戸、
 鶴ヶ島下水道組合 秩父広域市町村圏組合
 坂戸地区衛生組合 入間東部地区事務組合
 吉川松伏消防組合 児玉郡市広域市町村圏組
 合 鴻巣行田北本環境資源組合 埼玉西部環
 境保全組合 坂戸・鶴ヶ島消防組合 比企広
 域市町村圏組合 埼玉県央広域事務組合 西
 入間広域消防組合 埼玉中部環境保全組合
 毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合 広域利
 根斎場組合 大里広域市町村圏組合 埼玉西
 部消防組合 埼玉東部消防組合 草加八潮消
 防組合

水道企業団 小川地区衛生組合 皆野・長瀬
 下水道組合 上尾桶川伊奈衛生組合 志木地
 区衛生組合 北本地区衛生組合 入間東部地
 区衛生組合 入間西部衛生組合 東埼玉資源
 環境組合 本庄上里学校給食組合 坂戸、鶴
 ヶ島水道企業団 坂戸、鶴ヶ島下水道組合
 秩父広域市町村圏組合 坂戸地区衛生組合
入間東部地区消防組合 吉川松伏消防組合
 児玉郡市広域市町村圏組合 鴻巣行田北本環
 境資源組合 埼玉西部環境保全組合 坂戸・
 鶴ヶ島消防組合 比企広域市町村圏組合 埼
 玉県央広域事務組合 西入間広域消防組合
 埼玉中部環境保全組合 毛呂山・越生・鳩山
 公共下水道組合 広域利根斎場組合 大里広
 域市町村圏組合 埼玉西部消防組合 埼玉東
 部消防組合 草加八潮消防組合

別表第2（第4条関係）

共同処 理する 事務	組合市町村
第4条 第1号 に掲げ る事務	秩父市 所沢市 飯能市 加須市 本庄市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 戸田 市 入間市 朝霞市 志木市 和 光市 新座市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷 市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴

別表第2（第4条関係）

共同処 理する 事務	組合市町村
第4条 第1号 に掲げ る事務	秩父市 所沢市 飯能市 加須市 本庄市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 戸田 市 入間市 朝霞市 志木市 和 光市 新座市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷 市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴

<p>ヶ島市 日高市 吉川市 ふじみ 野市 白岡市 伊奈町 三芳町 毛呂山町 越生町 滑川町 嵐山 町 小川町 川島町 吉見町 鳩 山町 ときがわ町 横瀬町 皆野 町 長瀨町 小鹿野町 東秩父村 美里町 神川町 上里町 寄居 町 宮代町 杉戸町 松伏町 埼 玉県都市競艇組合 埼玉葛斎場組合 越谷・松伏水道企業団 蓮田白 岡衛生組合 久喜宮代衛生組合 朝霞地区一部事務組合 埼玉縣市 町村総合事務組合 桶川北本水道 企業団 小川地区衛生組合 皆 野・長瀨下水道組合 上尾桶川伊 奈衛生組合 志木地区衛生組合 北本地区衛生組合 入間西部衛生 組合 東埼玉資源環境組合 本庄 上里学校給食組合 坂戸、鶴ヶ島 水道企業団 坂戸、鶴ヶ島下水道 組合 秩父広域市町村圏組合 坂 戸地区衛生組合 <u>入間東部地区事 務組合</u> 吉川松伏消防組合 児玉 郡市広域市町村圏組合 鴻巣行田 北本環境資源組合 埼玉西部環境 保全組合 坂戸・鶴ヶ島消防組合 比企広域市町村圏組合 埼玉県 央広域事務組合 西入間広域消防 組合 埼玉中部環境保全組合 毛</p>	<p>ヶ島市 日高市 吉川市 ふじみ 野市 白岡市 伊奈町 三芳町 毛呂山町 越生町 滑川町 嵐山 町 小川町 川島町 吉見町 鳩 山町 ときがわ町 横瀬町 皆野 町 長瀨町 小鹿野町 東秩父村 美里町 神川町 上里町 寄居 町 宮代町 杉戸町 松伏町 埼 玉県都市競艇組合 埼玉葛斎場組合 越谷・松伏水道企業団 蓮田白 岡衛生組合 久喜宮代衛生組合 朝霞地区一部事務組合 埼玉縣市 町村総合事務組合 桶川北本水道 企業団 小川地区衛生組合 皆 野・長瀨下水道組合 上尾桶川伊 奈衛生組合 志木地区衛生組合 北本地区衛生組合 <u>入間東部地区 衛生組合</u> 入間西部衛生組合 東 埼玉資源環境組合 本庄上里学校 給食組合 坂戸、鶴ヶ島水道企業 団 坂戸、鶴ヶ島下水道組合 秩 父広域市町村圏組合 坂戸地区衛 生組合 <u>入間東部地区消防組合</u> 吉川松伏消防組合 児玉郡市広域 市町村圏組合 鴻巣行田北本環境 資源組合 埼玉西部環境保全組合 坂戸・鶴ヶ島消防組合 比企広 域市町村圏組合 埼玉県央広域事 務組合 西入間広域消防組合 埼</p>
---	---

	呂山・越生・鳩山公共下水道組合 広域利根斎場組合 大里広域市 町村圏組合 埼玉西部消防組合 埼玉東部消防組合 草加八潮消防 組合		玉中部環境保全組合 毛呂山・越 生・鳩山公共下水道組合 広域利 根斎場組合 大里広域市町村圏組 合 埼玉西部消防組合 埼玉東部 消防組合 草加八潮消防組合
略	略		

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

第17号議案

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり土地売買契約の解除による損害賠償について和解し、損害賠償の額を定めることについて議決を求める。

- 1 相手方 住所 ○○○○○○○○○○○
氏名 ○○○○○○○○○○○
住所 ○○○○○○○○○○○
氏名 ○○○○○○○○○○○
住所 ○○○○○○○○○○○
氏名 ○○○○○○○○○○○

2 本件の概要

平成16年12月10日付けで締結した土地売買契約に基づいて売却した土地が当市の所有地ではなかったことが明らかとなったため、当該契約を解除し、3及び4のとおり和解し、損害賠償金を支払うものである。

本件土地は、法務局に備え付けられた地図に準ずる図面において無地番の水路であることを確認の上契約を締結したが、契約の相手方の相続人からの申出により閉鎖された地図に準ずる図面及び土地台帳を確認したところ、本件土地は、契約以前から契約の相手方の配偶者の所有地であったことが判明した。

なお、契約の相手方は死亡しているため、本件和解及び損害賠償の相手方は契約の相手方の相続人である。

3 和解の内容

- (1) 当市は、相手方に対し、土地売買代金3,540,400円及び利息2,354,500円を損害賠償金として平成30年3月30日までに支払う。
- (2) 本件に関して、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを確認し、今後いかなる事情が発生しても双方とも異議の申立て及び訴訟の提起をしない。

4 損害賠償額 5,894,900円

平成30年2月23日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

土地売買契約の解除による損害について和解し、賠償するため、地方自治法（昭和22

年法律第67号) 第96条第1項第12号及び第13号の規定により、この案を提出するものである。

第18号議案

市道の路線認定及び廃止について

次のとおり市道の路線認定及び路線廃止をすることについて議決を求める。

1 路線認定

路線名	起 点	終 点
2-125	吉川中央土地区画整理事業仮換地71街区8画地地先	大字中井字小松川122番地先
2-202	吉川中央土地区画整理事業仮換地80街区10画地地先	吉川団地260番1地先
2-307	吉川中央土地区画整理事業仮換地108街区11画地地先	吉川中央土地区画整理事業仮換地28街区2画地地先
2-312	吉川中央土地区画整理事業仮換地94街区10画地地先	吉川中央土地区画整理事業仮換地95街区14画地地先
2-313	吉川中央土地区画整理事業仮換地87街区5画地地先	吉川中央土地区画整理事業仮換地86街区3画地地先
2-480	栄町1375番1地先	栄町1376番2地先
2-481	栄町1354番38地先	栄町1397番1地先
2-482	栄町1590番1地先	栄町1497番19地先
2-483	栄町1572番1地先	栄町1508番1地先
2-537	栄町1535番26地先	栄町1524番1地先

2 路線廃止

路線名	起 点	終 点
2-202	栄町901番1地先	吉川団地260番地先
2-307	大字平沼字佐左エ門切1507番地先	吉川中央土地区画仮換地28街区2画地地先
2-312	栄町1416番3地先	大字平沼字曾根通1214番地先
2-313	栄町1396番3地先	大字平沼字曾根通1235番地先
2-537	栄町1523番1地先	大字平沼字佐左エ門切1631番地先

平成30年2月23日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

吉川中央土地区画整理事業に伴う新設道路の路線認定及び新設道路の路線認定に伴う市道の路線の廃止並びに市道の路線認定を行いたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、この案を提出するものである。

第19号議案

副市長の選任について

副市長に次の者を選任することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○○○○

氏 名 椎葉祐司

生年月日 ○○○○○○○○○○○

平成30年2月23日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

副市長の椎葉祐司氏が平成30年3月31日をもって任期満了となるため、再度選任することについて同意を得たいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 椎葉祐司

生年月日 ○○○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○○○

経 歴

昭和54年 4月 1日から

吉川町役場勤務

平成 8年 3月31日まで

平成 8年 4月 1日から

吉川市役所勤務

平成26年 3月31日まで

平成26年 4月 1日から

吉川市副市長

現在に至る

(吉川町役場及び吉川市役所勤務中の主な職)

平成 元年 4月 1日 秘書企画室企画調整担当主査

平成 4年 4月 1日 財政課長補佐兼財政課財政係長事務取扱

平成 6年 4月 1日 秘書企画室市制準備担当主幹

平成 7年 4月 1日 市制準備室長

平成 9年 4月 1日 環境経済部環境対策課長

平成11年 4月 1日 環境経済部次長兼環境経済部環境対策課長

平成12年 4月 1日 企画財政部次長兼企画財政部秘書企画課長

平成14年 4月 1日 政策室次長兼政策室主幹

平成18年 4月 1日 市民生活部長

平成22年 4月 1日 政策室長

平成25年 4月 1日 健康福祉部長